

会 議 録 目 次

令和 2 年第 6 回海田町議会定例会（第 1 日目）

令和 2 年 9 月 1 日（火）午前 9 時 0 0 分 開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第 2	会期の決定について……………	5
日程第 3	諸般の報告	
	①議会報告……………	5
	②行政報告……………	5
	③報告第 5 号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足 比率について……………	9
日程第 4	諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について……………	12
日程第 5	認定第 1 号 令和元年度決算の認定について……………	16
日程第 6	認定第 2 号 令和元年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の 認定について……………	21
日程第 7	一般質問	
	○佐中十九昭議員……………	24
	○多田雄一議員……………	39
	○小田久美子議員……………	43
	○住吉秀公議員……………	45
	○大高下光信議員……………	55
	○下岡憲国議員……………	58
	○久留島元生議員……………	75
	○富永やよい議員……………	79
	（延 会）……………	86

令和2年第6回海田町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和2年9月1日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 会（開 議） 9月1日（火）午前9時00分宣告（第1日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（15名）

|     |         |     |                          |
|-----|---------|-----|--------------------------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子                  |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信                  |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 欠                      員 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公                  |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生                  |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一                  |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男                  |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治                  |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 西 田 祐 三 |
| 副 町 長         | 櫻 竜 俊   |
| 教 育 長         | 佐々木 智 彦 |
| 企 画 部 長       | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 長       | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長   | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部 長       | 久保田 誠 司 |
| 教 育 次 長       | 伊 藤 仁 士 |
| 下 水 道 担 当 参 事 | 龍 岩 広 幸 |
| 建 設 部 次 長     | 門 前 誠 司 |
| 企 画 課 長       | 鎌 田 浩 一 |
| 魅力づくり推進課長     | 中 下 義 博 |
| 財 政 課 長       | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課 長       | 中 村 修 介 |
| 税 務 課 長       | 片 山 茂   |
| 防 災 課 長       | 宮 垣 将 司 |
| 町 民 生 活 課 長   | 水 川 綾 子 |
| 住 民 課 長       | 近 森 茂   |
| 社 会 福 祉 課 長   | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課 長     | 新 藤 正 敏 |
| 長 寿 保 険 課 長   | 岩 本 宏 美 |
| 保健センター所長      | 森 原 知 美 |
| 建 設 課 長       | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課 長   | 早稲田 誠   |
| 会 計 管 理 者     | 中 川 修 治 |
| 学 校 教 育 課 長   | 森 山 真 文 |

生涯学習課長 脇本 健二郎  
新庁舎整備室長 山田 長秀  
代表監査委員 永海 房雄

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 倉本 勇登  
主 査 水野 啓太  
主 任 辻 千奈美

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

①議会報告

②行政報告

③報告第5号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

日程第5 認定第1号 令和元年度決算の認定について

日程第6 認定第2号 令和元年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第7 一般質問

日程第8 第45号議案 工事請負契約の締結について

日程第9 第46号議案 財産の取得について

日程第10 第47号議案 町道の路線の廃止及び認定について

日程第11 第48号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 第49号議案 海田町指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第13 第50号議案 海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第51号議案 令和2年度海田町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 第52号議案 令和2年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 第53号議案 令和2年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 発議第4号 政党助成金制度の廃止を求める意見書案
- 日程第18 発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案
- 日程第19 発議第6号 公立・公的医療機関の「再検証」要請の白紙撤回及び地域医療構想の見直しに関する意見書案

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、令和2年第6回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者並びに代表監査委員の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓を開放しております。なお、非常に暑くなっております。体調管理の観点から議員及び執行部の皆さんにおかれましては、上着の脱衣を許可いたしますので、あらかじめ御了承ください。

直ちに、本日の会議を開きます。この際、町長から発言の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（西田）皆様、改めましておはようございます。本日、令和2年第6回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会には、報告1件、諮問1件、決算認定2件、契約認定1件、財産の取得1件、町道廃止及び認定1件、条例改正3件、補正予算3件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上、本定例会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

まず、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、これまでに合わせて3名の陽性者が確認されており、県と連携しながら情報収集を行うとともに、住民に対してホームページや町内放送等で情報提供及び注意喚起を行いました。また、海田町新型コロナウイルス感染症対策本部会議につきましては8月末までに29回開催し、対応方針などについての協議を行いました。また、コロナ禍における会議でございますが、知事と県内市町とのウェブ会議において感染状況の説明を受けました。また、各市町から県に対して要望を行うとともに、県が示す対処方針について意見を交わしました。その他の会議においても、積極的にウェブ会議を活用いたしました。

次に、特別定額給付金につきましては、8月11日に申請受付を締め切りました。最終実績としては1万3,606世帯に対して30億920万円を給付し、対象人数に対する給付率は99.7パーセントとなりました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援等につきましては、中小企業者等が融資を受けるためのセーフティネット保証関連の申請は8月26日現在、242件となっております。

次に、海田町事業継続応援金給付事業につきましては、7月31日に申請受付を終了し、最終的には402件の給付を行いました。

次に、海田町地域経済応援クーポン事業につきましては、7月9日より利用が開始され、8月26日現在、発送した1万3,674世帯、13万6,740枚のうち、換金枚数は7万6,200枚で、利用率は55.7パーセントとなっております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親家庭を支援するためのひとり親世帯臨時特別給付金及び海田町ひとり親家庭子育て応援金につきましては、8月26日現在、214世帯に給付金及び応援金を支給しました。

次に、海田町出産育児応援金につきましては、8月26日現在で51人に支給しました。

次に、防災対策につきましては、6月7日、8日、10日、8月6日、7日、堀川ポンプ所において、災害対策班のポンプ要員が災害時に適切にポンプ稼働ができるよう、ポンプ稼働訓練を実施しております。

次に、梅雨時期の状況につきましては、今年は6月10日に梅雨入りし、7月30日に梅雨明けをしております。この間、梅雨前線の影響による大雨で、7月6日から7日の間に、土砂災害の危険が高まり、警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始及び警戒レベル4、避難勧告を、浸水被害の危険の高まりから、警戒レベル3、避難準備・高齢者

等避難開始を発令しております。また、7月11日には、土砂災害に係る警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を、7月14日には、土砂災害及び浸水害に係る警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所開設を行いました。

梅雨の期間中、瀬野川と畑賀川が合流する瀬野川左岸の河川敷の一部で損壊がございました。

次に、防災訓練につきましては、6月13日、町内全域を対象とする海田町防災訓練を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大を防止するため、訓練を中止いたしました。

次に、海田町の防災の日である7月6日、三迫第2公園において、平成30年7月豪雨で犠牲となられた全ての方々に哀悼の意を捧げ、復旧復興の誓いを新たにすることを目的とした献花台を設置し、69名の皆様に御参列いただきました。しかしながら、献花途中で大雨警報が発令され、参列された皆様の安全確保の観点から午前中で中止いたしました。

次に、災害支援協定等の締結につきましては、6月8日、株式会社トップ・インと災害時における支援協力に関する協定を、6月17日、学校法人幸和学園と指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定を、6月23日、一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会と災害における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定を、7月9日、麒麟倉庫株式会社と災害時における物資の管理等に係る協定を、7月28日、公益社団法人広島県宅地建物取引業協会との包括連携に関する協定を締結いたしました。

次に、防災教育につきましては、6月25日、海田南小学校において4年生を対象とした防災教育が、7月16日、稲葉会館において稲葉いきいきサロンの皆様を対象とした防災教室が開催され、講師として町職員を派遣し、自助・共助の重要性、防災意識・技術の普及啓発に努めました。

次に、災害防止に係る要望活動につきましては、7月1日に西部建設事務所に災害復旧や砂防えん堤の整備、尾崎川排水機場の整備、瀬野川の土砂浚せつ、高潮対策、急傾斜地崩壊対策事業、国信橋北詰交差点改良など、主要な建設事業について早期完成について要望いたしました。

また、7月28日には、私が西部建設事務所長に、瀬野川の土砂浚せつを引き続き実施

していただくとともに、7月14日の豪雨により破損した瀬野川護岸について早期に復旧していただけるよう要望いたしました。その結果、土砂浚せつについては、現在実施中の工事をできる限り増額して、引き続き、土砂浚せつを実施するとともに、破損した護岸についても速やかに災害復旧事業の申請手続を進めるとの回答をいただきました。

次に、新庁舎整備についてでございますが、新庁舎建設予定地における土壌汚染対策につきましましては、これまで県と協議を行ってきたところですが、県において一定程度の負担を検討する考えがあることを確認いたしましたので、今後、具体的な協議を行ってまいります。なお、建設予定地の土壌汚染は全て除去することとし、8月27日付けで新庁舎建設の実施計画変更等業務の委託契約を締結し、設計変更業務を進めております。

次に、原動機付自転車のオリジナルナンバープレートにつきましましては、7月15日から一般交付を開始しました。一般交付に先立ちまして、7月1日に織田幹雄スクエアで交付式を開催し、織田幹雄さんのオリンピック優勝記録にちなんだ「1521」などの特定番号を交付したところでございます。今後は、より一層の地域振興につながるよう、広報に努めてまいります。

次に、ネウボラ事業につきましましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ネウボラ事業にタブレット端末を導入し、子育て中の方が気軽に相談、交流ができる、おしゃべり広場を新たに開始しました。また、妊娠中や産後の方が不安や悩みを相談できる助産師の相談室について、オンラインで実施できるようになりました。

次に、海田町くらしの安心・サポートセンターにつきましましては7月1日に開設し、生活困窮者に対する支援を開始しております。8月26日現在で、来所相談が40件、電話による相談が51件ありました。

次に、ひきこもり対策につきましましては、対象者が安心して参加できる居場所の提供や相談支援等を行うため、7月1日に海田町ひきこもり相談支援センターを開設いたしました。8月26日現在で、来所相談3件、電話相談13件がありました。

次に、広島市東部地区連続立体交差事業につきましましては、6月18日に1期工事区間である向洋駅周辺の工事基本協定が広島県、広島市及び西日本旅客鉄道株式会社の3者で締結されました。2期工事区間である海田市駅周辺につきましましては、広島県から1期工事区間の工事着手後、おおむね7年後に着手する予定であると伺っております。

次に、海田町都市計画マスタープラン改定及び海田町立地適正化計画策定支援業務につきましましては、6月30日に公募型プロポーザルにより業者を選定の上、契約を締結しま

した。今後、2年かけて、持続可能な都市経営とコンパクトな利便性の高い都市の実現を目指した計画づくりを行ってまいります。

次に、東広島バイパス整備についてでございますが、国道2号東広島・安芸バイパス建設促進期成同盟会及び広島南道路建設促進期成同盟会の活動として、7月10日に広島国道事務所に対し、また、7月14日に中国地方整備局に対して、直接、私が整備促進の要望活動を行いました。東広島バイパスなどが早期に完成されるよう、今後も継続して要望活動を行ってまいります。

次に、学校教育につきましては、町立小中学校においては感染症対策を講じながら、6月1日から学校を再開し、教育活動を行っております。学習内容の習得については、夏期休業期間の短縮や学校行事の精選、学習指導による補習の実施等により充実を図っております。7月31日には海田南小学校において、防災教育の取組の一環として、広島県が推奨する、ひろしまマイ・タイムラインを活用した授業を公開し、マスコミの取材を受け、報道されました。引き続き、児童生徒の防災教育に努めてまいります。

なお、例年7月末に実施されております海田町こども議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は中止とさせていただきました。

次に、旧千葉家住宅角屋等改修工事につきましては、歴史・文化に親しみ、昔の暮らしを体験できる空間へ改修いたしました。7月から一般公開をこれまでの月4回から月8回へ増やし、皆様に御覧いただいております。以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて報告をいたしました。

麒麟倉庫の締結のところでございますが、麒麟倉庫株式会社、災害時における物資の保管等ですね、管理と申し上げましたが、保管等に変更させていただきます。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。

続きまして、報告第5号、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第5号、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

について御説明いたします。説明資料は、議案書とは別冊の令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書をお願いいたします。

報告書の1ページをお願いいたします。令和元年度決算に基づく健全化判断比率の総括表でございます。結果としては、健全化判断比率4指標ともに、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っております。個別の内容で申しますと、まず、実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字額を比率で示すもので、前年度に引き続き、赤字額がございませんので、値は出ておりません。次の連結実質赤字比率につきましては、全ての会計を合わせた赤字額を比率で示すもので、こちらも各会計ともに、前年度に引き続き、赤字額がございませんので、値は出ておりません。次に、実質公債費比率につきましては、公債費の比率を示すもので、令和元年度は7.6パーセントとなっており、前年度に比べて1.8ポイント改善しております。その主な要因は、平成15年度に借り入れた新開蟹原線道路改良事業等に係る地方債の償還が完了したことによる元利償還金の減によるものでございます。次に、将来負担比率については、町債残高など、将来、町が負担する負債を比率で示すもので、前年度においては値が出ておりませんでした。令和元年度は7.1パーセントでございます。その主な要因は、令和元年度は公民館整備事業等に係る地方債の借入れにより、地方債残高が増加したことによるものです。次に、2ページには各比率の概要を、3ページから7ページには各指標の算定内容を記載しております。

続きまして、8ページをお願いいたします。令和元年度決算に基づく資金不足比率報告書でございます。公営企業ごとの資金不足比率につきましては、対象となります水道事業会計及び公共下水道事業特別会計ともに資金不足を生じておりませんので、資金不足比率の値は出ておりません。9ページ、10ページには算定内容を記載しております。以上簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、去る8月21日に監査委員が審査を行っております。お手元に配付をしております令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）報告に入ります前に、まず最初に、審査意見書に誤りがございます。皆様に御迷惑をおかけいたしました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、令和2年8月25日付けで町長に提出をしております令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書について、その概要を申し上げます。審査は8月21日に行いました。町長から審査に付されました令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して作成されているか、関係諸帳簿及び証書類等と照合審査するとともに、細部にわたっては関係職員から説明を聴取するなどして実施をいたしました。

その結果、審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認めます。健全化判断比率については早期健全化基準の範囲内、また、資金不足比率についても経営健全化基準の範囲内であることを認めました。以上、簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては意見書を御覧いただければと思います。

○議長（桑原）以上で、健全化判断比率及び資金不足比率審査の報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。代表監査よりも執行部の方にお尋ねをいたします。全ての指標について健全化判断の基準を下回って、現時点においては問題になる状況ではないという今説明を受けましたから、今から先、単年度の収支が不安定になる状況がある要素が大なんですね。滞納やあるいは町税のそういう収入の問題で、かなりの開きというか、判断基準の中のどの位置に示しているのか、全く私どもは、一定の基準であるのに、それ以下であるという説明しか判断ができないわけで、そうすると、今後の財政などの算定を見直す、こういうこともこの判断基準の下で3年間の計画であるとか、あるいは第4次の後期のそういう計画の下で見直すことがあるのではないかというように感じるんですが、その辺はどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）財政収支見通し及び健全化判断比率の見込みについては、例年、当初予算ベースで作成公表しているところでございますが、この度のコロナ禍の状況等も踏まえまして、また、歳入歳出での変動要素も踏まえまして、収支見通しの時点修正であるとか、健全化判断比率の推移見込みについても併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番(佐中) 今から約17、8年前に広島市との合併の問題で、財源の問題がありました。

全国的にもバブルがはじけて、そのもとで合併はどんどん進んで、夕張を出していいかわかりませんが、そういうような状況もあって、広島市も財政の非常事態宣言というのを出されたわけです。海田町、これから先、監査委員の方は、公民館のことをちょっと書いてありましたが、これから先、義務的経費の増であるとか、特に扶助費がどんどん拡大してまいりますし、あるいは庁舎の問題、JRの問題、都市整備の問題、町営住宅の問題、西小、東小の建替えの問題や総合公園等々あるわけです。税収の増減、どこまで影響してくるのか、コロナの問題であるとか、災害の問題であるとか、適正化基準の適正化のその部分、どこまでが適正化なのか私どもよくわかりません。それで、町執行部として、その財源の問題で、いろんな問題が暗礁に乗り上げる、こういう問題が出てきて、最後には県や国からの指導を受けるような、そういう状況になりやせんかというように心配をするわけですが、その辺はどのように考えられるかお尋ねします。

○議長(桑原) 企画部長。

○企画部長(鶴岡) ただいま議員から御指摘がございましたとおり、コロナ禍の経済の影響ということで、税収等についてはなかなか見通せていないというのが現状でございます。ただ、単年度ではそういう不安な面もありますけれども、これに対する国の財政支援措置であるとか、そういったことも考慮しながら、財政運営の方を進めてまいりたいと考えております。どちらにいたしましても、長期的な視点で財政運営を考えていくということが大事かと思っておりますので、引き続き、収支見通しやこの財政健全化判断比率等も長期的な視点で算定をしながら、健全な財政運営を進めてまいりたいと考えております。

○議長(桑原) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告する義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第5号については、これをもって終結をいたします。

これにて諸般の報告の全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第4、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）諮問第2号、人権擁護委員の推薦について。令和2年12月31日をもって、佐々木登貴子さん及び林紀子さんの任期が満了となること及び本町における人権擁護委員活動の一層の活性化を図ることから、人権擁護委員の推薦を行うことについて意見を求めるものでございます。推薦する者の氏名は、引き続き佐々木登貴子さん及び林紀子さん、新たに松井知己さん及び椿靖さんでございます。経歴等につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、諮問第2号、人権擁護委員の推薦について御説明いたします。議案書の2ページをお開きください。現人権擁護委員であります佐々木登貴子さん及び林紀子さんの任期が令和2年12月31日をもって満了となること及び本町における人権擁護活動の一層の活性化を図ることから、引き続き、佐々木登貴子さん及び林紀子さん、新たに松井知己さん及び椿靖さんを人権擁護委員として推薦するものでございます。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、海田町の住民で人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、議会の意見を聞いて、町長が候補者の推薦を行い、法務大臣が委嘱するものでございます。委員の職務の内容でございますが、人権擁護委員法第1条の規定に基づき、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚を図ることでございます。委員の任期は3年でございます。

それでは、佐々木登貴子さんの経歴等について御説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在75歳でございます。佐々木登貴子さんは昭和43年8月に町職員として採用され、住民課、厚生課、財政課、税務課等に勤務し、平成9年10月から民生部福祉課において勤務し、女性行政、保育行政、児童手当等に関する事務に携わっておられ、平成17年3月31日に定年退職しておられます。人権擁護委員には平成18年1月に就任され、現在まで活動しておられます。これまでの長年の実績を踏まえ、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦するものでございます。

次に、林紀子さんの経歴等について御説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在66歳でございます。林紀子さんは平成13年4月に自治会の役員に就任され、平成28年4月からは自治会長として現在まで活躍しておられます。また、民生委員児童委員に平成13年12月に就任され、平成28年11月に退任されるまでの間、長年に

わたり、地域の福祉増進に携わってこられました。人権擁護委員には平成30年1月に就任され、現在まで活動しておられます。これらの実績を踏まえ、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦するものでございます。

続きまして、松井知己さんの経歴等について御説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在57歳でございます。松井知己さんは平成7年3月から海田中店郵便局長に就任され、平成20年7月から海田郵便局長、平成24年4月から海田中店郵便局長に就任され、現在に至っておられます。また、平成12年4月から社会教育委員に就任され、現在に至るまで長年にわたり、社会教育の推進に携わってこられました。小中学校のPTA会長や学校評議員の経験もあり、人権擁護に深い理解があり、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦するものでございます。

次に、椿靖さんの経歴等について御説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在60歳でございます。椿靖さんは昭和58年4月に、教職員として海田中学校に赴任され、平成8年4月から府中町立府中中学校、平成17年4月から府中町立府中緑ヶ丘中学校を経て、平成23年4月から福山市立東中学校の教頭に就任され、平成26年4月から府中町立府中中学校の教頭、平成29年4月からは尾道市立因北中学校の校長に就任され、平成2年3月に退職されました。令和2年4月からは東広島市立黒瀬中学校のスクールソーシャルワーカーとして勤務しておられ、海田町国際交流協会の理事にも就任しておられます。長年、教職員として教育行政に携わってこられ、人権擁護に深い理解があり、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。何点かお聞きしたいんですが、まず、しょっぱな、これミスじゃないんかと思うんです。説明の中に、椿さんの退職日が平成2年3月と申されたんですが、これ、令和2年3月の間違いじゃないかと思うんですが、これは確認です。今まで2名だったのが4名推薦され、この4名にされるのに一層の活性化を図るというふうに書かれていますが、今までの2名では足りなかったのかどうか、活動として、だから増やすのか。もっと明確な人数、4人にする理由を説明願いたいんですが。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）大変失礼いたしました。椿さんの退職は令和2年でございます。申し

訳ございませんでした。それから、今回増やす理由でございますけれども、より一層の活性化を図るということで、海田町の人権擁護委員の定数が7名とされております中、現在は4名でございますので、2名増員の6名にさせていただいて、より活性化を図るという考えでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）活性化を図るのは分かるが、どんな活性化を図るのか。また、今までの人数では活動が足りないのかどうか、その辺の説明、全くされていないんですよ。人数が増えたら活性化になるとは限らないでしょう。ですよね。だから、実際にその活性化する中身をきちんと説明する必要があるんじゃないんですか。今の4名で本当に活動が足りないのかどうか。これ全然、今まだ活性化していないということでしょう、極端な言い方をすると。だから、その辺の説明をきちんとすべきじゃないんですかと。別にこれ、増やすのを反対しているわけじゃなくて、きちんとした説明をしてくださいと申し上げているので、その辺をお願いいたします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）今まで4名の人権擁護委員さんに啓発活動ですとか相談対応など様々な職務を行っていただいているところでございますが、事業等の参加につきまして、4名の委員さんの間で、どなたが参加されるとかそういった調整をいただいているところでございました。今回2名増えることによりまして、そういった調整もしていただきやすくなるとともに、町との連携もより密になっていくものと考えております。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより諮問第2号については、採決を行います。お諮りいたします。諮問第2号について、佐々木登貴子さん、林紀子さん、松井知己さん、椿靖さんの4名を適任とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、諮問第2号については、議案書のとおり、4名を適任とすることを決定いたします。



の主な内容につきましては、２款の総務費が14億2,564万2,000円で、庁舎移転事業費の増等により、前年度に比べて４億5,585万3,000円、47パーセントの増、３款の民生費が44億3,214万2,000円で、保育所整備支援事業費の増等により前年度に比べて４億2,539万4,000円、10.6パーセントの増、10款の教育費につきましては17億4,387万7,000円で、公民館整備事業費の増等により、前年度に比べて４億7,518万2,000円、37.5パーセントの増でございます。具体的内容については、31ページ以降には歳出科目ごとの内容や主な増減理由等を記載しております。また、41ページからは性質別の決算状況や性質別の主な増減理由等を記載しております。次に、58ページをお願いいたします。こちらは平成30年７月豪雨災害に係る決算として、年度ごとに関係事業費をまとめております。また、59ページ下段には災害復旧事業に係る国庫負担割合等についてまとめております。平成30年７月豪雨災害については、全国を対象地域として激甚災害指定がなされ、本町においては農地等及び林業施設の災害復旧事業について、特定地方公共団体としての指定の告示を受け、国庫負担割合が通常２分の１のところ農地が98パーセント、林業施設が97パーセントと、国庫負担割合の増高措置の適用を受けております。次に、一般会計の個別事業の内容については、73ページ以降に記載しておりますが、個々の説明は割愛させていただきます。

続きまして、431ページをお願いいたします。公共下水道事業特別会計の決算収支でございます。令和元年度は、歳入総額11億2,833万4,000円、歳出総額11億2,794万4,000円、差引き39万円で、翌年度に繰り越すべき財源９万3,000円を控除した実質収支は29万7,000円の黒字でございます。次に、432ページをお願いします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、使用料及び手数料が４億6,479万9,000円、繰入金が３億6,580万円、町債が２億6,780万円でございます。次に、439ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、事業費が１億2,064万6,000円、公債費が７億8,217万5,000円でございます。

続きまして、453ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計の決算収支でございます。令和元年度については、歳入総額23億7,763万8,000円、歳出総額23億6,017万6,000円で、差引き1,746万2,000円の黒字でございます。次に、454ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、国民健康保険税が４億8,991万2,000円、県支出金が17億2,714万6,000円、繰入金が１億4,626万3,000円でございます。次に、462ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容に

つきましては、保険給付費が16億2,943万6,000円、国民健康保険事業費納付金が6億8,124万5,000円でございます。

続きまして、487ページをお願いいたします。介護保険特別会計保険事業勘定の決算収支でございます。令和元年度については、歳入総額20億3,524万3,000円、歳出総額19億5,641万1,000円で、差引き7,883万2,000円の黒字でございます。次に、488ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、保険料が5億2,082万3,000円、繰入金が2億7,214万8,000円でございます。次に、495ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、保険給付費が17億8,443万円でございます。

続きまして、531ページをお願いいたします。介護保険特別会計介護サービス事業勘定の決算収支でございます。令和元年度については、歳入総額、歳出総額ともに1,556万6,000円でございます。次に、532ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。サービス収入が956万5,000円、繰入金が600万1,000円でございます。次に、534ページをお願いいたします。歳出の状況については、事業費が1,556万6,000円でございます。

続きまして、539ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計の決算収支でございます。令和元年度については、歳入総額3億7,444万2,000円、歳出総額3億7,388万円で、差引き56万2,000円の黒字でございます。次に、540ページをお願いします。歳入の主な内容につきましては、後期高齢者医療保険料が3億194万円、繰入金が7,179万6,000円でございます。次に、543ページをお願いします。歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が3億7,013万円でございます。以上で、令和元年度の各会計の決算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。令和元年度決算につきましては、去る7月13日から21日まで監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付をしております令和元年度海田町決算審査意見書でございます。この際、監査委員から監査結果の概要報告をお願いしたいと思います。永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）それでは、令和2年8月20日付けで町長に提出しております令和元年度海田町各会計歳入歳出決算の審査意見書について、その概要を申し上げます。審査の対象は、令和元年度海田町一般会計、海田町公共下水道事業特別会計、海田町国民健康保険特別会計、海田町介護保険特別会計、海田町後期高齢者医療特別会計の各歳入

歳出決算書、各会計歳入歳出事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書で、審査の期間は令和2年7月13日から7月21日まででございます。審査は、町長から送付されました令和元年度海田町各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、その内容を関係諸帳簿及び証書類等と照合するとともに、地方自治法第235条の2の規定に基づく例月出納検査の結果を参考にして実施するとともに、細部にわたっては関係職員から説明を聴取するなどして実施をいたしました。

審査の結果でございますが、令和元年度の海田町各会計決算書及び附属書類はいずれも関係書類に準拠して作成されており、かつ、それらの計数は関係諸帳簿等と符合し、正確であることを認めました。また、予算の執行につきましては、おおむね適正であることを認めました。以上簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては意見書を御覧いただきまして、決算認定の参考にしていただければと思います。

○議長（桑原）以上で、決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。決算の認定については、例年どおり、決算審査特別委員会において慎重審議をしていただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場でお願いをしたいと思います。それでは、質疑を行います。質疑があれば許します。富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。1点だけお尋ねします。意見書の43ページの一歩下の補助金交付の適正化についてでございますけれども、こちら、昨年度は1団体のみちょっと適正ではなかったという指示があったと思うんですけれども、こちら、ほとんど全額を補助金のみで執行している団体に対して自己財源を充てるよう云々、見受けられたとありますが、これ、複数の団体でこういうことが見受けられたということなんですか。

○議長（桑原）永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）一つの団体でございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。1点だけお尋ねします。4ページの不納欠損額の状況について、これまでよりはるかに前進をしたというか、職員がよく頑張って、その結果がこう出てきておるんですが、一部時効に関わるもの、あるいは使用料が3年の時効だと思う、税は5年、7年という時効があるわけですが、以前、権利の放棄というのがあ

って、よくよく議会で審議し、調べてみると、職員の怠慢というのが結びつく例があったんですね。あまり詳しく言うと、いろんな問題が出てくるかも知れませんが、金額は568万、これを権利の放棄した例があるんですが、監査の中で、行きづらいとか会えなかったとか、あるいは暴力団というか、社会的に反するそういう方のいろんな税収あるいは料、これについて何件かあるのではないかというように思うんですが、その辺、監査をしてどうだったかお答え願いたいと思います。

○議長（桑原）永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）滞納繰越の対応につきましては、税務課の方で細かく交渉記録、折衝記録等残しておられます。今、御質疑のそういった暴力、いわゆる権利の放棄等については、監査のときには聞いておりません。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）それでは税務課の方にお尋ねしますが、不納欠損について、いろいろ判断基準があると思いますけれども、特別委員会でやってもいいんですが、ついですから、今の時効に関わる問題、今までの例では、本来、職員が努力して行かなければならないのに、それをなかなか行かなかって、ああいう大きな被害が出たという例があったわけですが、新しく課長さん来られたので、そこまで御存じないかも知れませんが、そういう問題がこの中に含まれているのではないかと、私、危惧するんですが、その辺はどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）不納欠損の中に、本来やらなければならないものを怠慢によってやってないものがあるのではないかと、含まれているのではないかというお尋ねかと思います。個別に一件一件ちょっと御説明できませんけれども、基本的には全て調査をして財産があるなし、この方が生活困窮に陥るかどうかというのを判断してやっておりますので、基本的にはそういった怠慢によって不納欠損になるようなものはないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）最近、企業の倒産であるとか廃業であるとかという例が各地で起きておるわけですね。そうした場合は税の徴収はしても、料の徴収はしない。あるいは、逆の面もあるわけですが、そういう横の連帯、以前、競売にかかったのは、税は徴収しておりましたが、料は徴収してなかったという例があったんですが、そういう問題は、発生

しておったらまた手を打つと思うんですけれども、その辺の関係はどのような対応をされておるのかお尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）庁内の横の連携、税、料等いろいろあると思いますけれども、収納対策本部というものを設けておまして、その中で情報交換等を行って、この方の状況というのをそれぞれ情報交換を行って対応しておりますので、横の連携は図れているというふうに考えております。以上でございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございますか。岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。代表監査委員に伺いますけれども、この意見書の43ページの中ほどのところの税の収納率の向上というところがあるんですけれども、その中の国民健康保険税のところに徴収処理未済額が発生したというふうなことが書いてあるんですけれども、多分これ、決算書の中で出てくる8万9,000円ぐらいのことじゃないかと思うんですけれども、そここのところの説明をもうちょっと詳しくお願いします。

○議長（桑原）永海代表監査委員。

○代表監査委員（永海）ここに書かれておりますのは、今の国民健康保険税の徴収、いわゆる連携がうまくいなくて課税ができなかったという部分の記述でございますので、決算書には出ておりません。

○議長（桑原）岡田議員、質疑は大綱にとどめてください。決算特別委員会でやっていただきたいと思います。お願いします。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、認定第2号、令和元年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）認定第2号、令和元年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。地方公営企業法第32条第2項の規定により決算に伴い生じた剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分するものとし、併せて、同法第30条第4項の規定により、令和元年度海田町水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田） それでは、認定第２号、令和元年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、決算書を基に御説明いたします。

決算書の20ページをお願いいたします。まず、総括事項でございますが、令和元年度は管網整備のための配水管新設や老朽管の布設替に伴う配水管の耐震化を行い、また、国信浄水場改修のための実施設計等を行いました。これらにより耐震化率は29.5パーセントになりました。財政面につきましては、その他の営業収益や長期前受金戻入などが減少したものの、分担金や一般用給水量の増加により水道料金収入が増加したため、事業収益はやや増加となりました。次に、給水状況でございますが、給水戸数及び給水人口ともにやや増加しています。続きまして、建設改良事業でございますが、配水設備工事として、配水管の新設、布設替、移設工事と、災害復旧工事、三迫増圧ポンプ所のインバータ取替工事を行いました。また、浄水場整備として国信浄水場改修等に係る実施設計及び国信浄水場井戸ポンプ取替工事を行いました。次に、財政状況でございますが、令和元年度の事業収益は、税抜きで４億1,502万円となり、前年度と比較し、645万円増加しております。一方、事業費用は、税抜きで３億4,662万円となり、前年度と比較し、2,456万円減少しております。以上の結果、差引き6,840万円の利益となっております。また、資本的収支は差引き9,301万円の不足となり、当年度分の損益勘定留保資金等で補てんしております。

続きまして、剰余金の処分について説明いたします。決算書の10ページ、11ページをお願いいたします。（２）令和２年度海田町水道事業剰余金計算書の剰余金のうち、右側の11ページの利益剰余金の欄の３列目、未処分利益剰余金の欄を御覧ください。前年度末残高5,252万3,310円から前年度処分額4,000万円を差し引いた処分後残高1,252万3,310円に、当年度純利益6,840万498円を加えました8,092万3,808円が、当年度末残高となります当年度未処分利益剰余金です。次に（３）令和元年度海田町水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。右端にあります未処分利益剰余金の一番上が、先ほど説明しました当年度末残高8,092万3,808円です。当年度は資本金の組入れや積立ての処分等は行わない予定です。以上で説明を終わります。

先ほど、（２）のところ、令和元年度のところを令和２年度と申し上げていました。令和元年度が正しいです。お詫びして訂正をお願いいたします。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。令和元年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算につきましても、去る６月30日に監査委員が決算審査を行っております。お手元

に配付をしております令和元年度公営企業会計決算審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。永海代表監査委員。

- 代表監査委員（永海） それでは、令和2年8月20日付けで町長に提出しております令和元年度海田町水道事業会計決算審査意見書につきまして、その概要を申し上げます。審査の対象は、令和元年度海田町水道事業会計決算でございまして、令和2年6月30日に審査を行いました。審査は、町長から送付されました決算書、事業報告書及び財務諸表等が地方公営企業関係法令に準拠して作成されているかを確認し、関係諸帳簿と照合するとともに、地方自治法第235条の2の規定に基づく例月出納検査の結果を参考にするるとともに、細部にわたりましては関係職員から説明を聴取するなどして実施をいたしました。

審査の結果、令和元年度海田町水道事業会計決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書はいずれも地方公営企業法関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であることを認めました。以上、簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては審査意見書を御覧いただき、決算認定の参考にしていただければと思います。

- 議長（桑原） 以上で決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。水道事業会計上剰余金の処分及び決算の認定につきましても、例年どおり、決算審査特別委員会において慎重審議をしていただく予定でございます。質疑は大綱にとどめ、詳細については、委員会場でお願いをしたいと思います。

それでは質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

この際、認定第1号、令和元年度決算の認定について及び認定第2号、令和元年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、議長より発議をしたいと思います。本件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く議員13名をもって構成をする決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、本件は議員13名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決めます。

この際、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長、副委員長互選のため、
暫時休憩をします。委員の皆さんは委員会室に御参集ください。再開は追ってお知らせ
します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 10 時 21 分 休憩

午前 10 時 31 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ただいま、決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その
結果について御報告いたします。委員長に下岡議員、副委員長に宗像議員と決しており
ます。以上で令和元年度決算の認定について及び令和元年度海田町水道事業会計剰余金
の処分及び決算の認定についてを終わります。暫時休憩をします。再開は10時45分。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 10 時 32 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

開会時も申し上げましたが、議場内が大変暑くなっております。議員の皆様及び執行
部の皆様におかれましては上着の脱衣の許可をいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）日程第7、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に
順次発言を許します。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中十九昭です。大きく分けて3点質問をいたしますので、よろ
しくお願いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染拡大抑制についてお尋ねをいたします。自分が無症状
の感染者かもしれないという不安を拭うのはPCR検査にほかなりません。せめて自分
の住む自治体の陽性率のデータが欲しい、私は切実にそう願う中で、日本は世界で159
位という数字に衝撃を受けました。日本のPCR検査の人口比での実施数、世界で159
位、196か国あるわけですが、このデータが出ております。これは7月28日現在です。
最近のデータ、8月1日から157位に上がったとはいえ、世界第3位の経済力を持つ国

の数字とはとても思えません。8月に入っても新型コロナウイルス感染の拡大が止まりません。全国の1日の新規感染者は1,000人を突破、入院者数も増え続けており、医療体制のひっ迫に関係者が危機感を募らせております。重要なテーマはPCR検査体制の大規模な拡大です。そこで具体的にお尋ねをいたしますが、質問1、感染震源地、エピセンターとされる地域を明確にし、住民・在勤者全体を対象にした大規模・網羅的なPCR検査を提案いたしますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。2番目には、陽性率など、地域ごとの感染実態が分かるプライバシーや中傷あるいは誹謗等を考慮し、人権を守ることが前提での情報の開示を求めます。3番目には、医療、介護、福祉関係、保育、教育など、集団感染リスクの高い園児・児童・学生・生徒・施設の職員・教員らへの定期的な検査等の実施はどうなっておりますか、お尋ねをいたします。4番目には、陽性者を隔離・保護・治療する体制を緊急に作ることで、一番の要は、感染者が集まり、感染が持続的に集積されるエピセンターを明らかにし、検査能力を集中的に投じ、面として大規模検査を行うことです。感染力のある無症状者を見つけ、隔離・保護することが感染抑制の鍵であり、それにはPCR検査が力を発揮します。全国で、県内で、海田町で相次ぐ中、PCR検査を思い切って広げることは、極めて切迫した課題です。町長はどのようにお考えですか。お伺いをいたします。5番目には、町の財源を使った町民や企業や自営業等、町民支援の臨時議会を2回開き、対応は、県内でも、額の上下はあったとしても施策は上位クラスの対応と思います。しかし、新型コロナウイルスによる社会的生活や経済活動の自粛は大規模な自然災害と捉え、ふさわしい対応や事後対応をすべきだと考えますが、先手の支援策をすべきだと考えます。今後の補正予算の規模やメニューについてどのようなお考えなのか、町長のお考えをお尋ねいたします。

大きく二つ目には、人類の死活的課題、気候危機についてお尋ねをいたします。近年の豪雨災害や大型台風は地球温暖化の影響があると言われております。地球温暖化防止、二酸化炭素の排出削減は待ったなしです。積極的な対策を求め、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表」や気候非常事態宣言を出すように求めます。災害に強いまちづくりとして、1番目にお尋ねをいたしますが、地球温暖化と大災害時代のまちづくりについてお伺いします。2018年の西日本豪雨災害、2019年の台風15号、19号による災害は、日本がかつてない大災害時代を迎えていることを実感させました。今日の局所的な豪雨や台風は地球温暖化の影響があるとされております。更に温暖化が進めば、シベリアなどの永久凍

土が解け、温室効果が二酸化炭素の21倍も強いメタンが大気中に放出され、不可逆的な環境破壊に進むと言われています。大災害を防止するためには、地球温暖化防止、二酸化炭素排出削減は窮迫かつ必至の課題です。地球温暖化と大災害の関連について、町長の認識及び地球温暖化防止策を海田町においても、また、県全体でも積極的に行うことを求めるものです。御所見をお示してください。2番目には、また地方自治体として、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明や気候非常事態宣言を出すという運動が世界的に広がっています。海田町も、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明あるいは気候非常事態宣言を行い、県内、国内に発信することを求めるものです。町長の御所見をお示してください。

最後に、庁舎の建設場所等の進捗についてお伺いいたします。一つ目には、庁舎建設で、災害・コロナ・ヒ素等による影響で予算やスケジュールの変更はどのように影響がありますか。二つ目には、その他の影響や予算の変更は契約上、交渉結果は今どうなっていますか。特約・約款・財産売買契約等の交渉結果で、その後はどのようなになっていますか。また、ヒ素汚染土地除去はどのような方法で解決をされますか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）佐中議員の質問に答弁いたします。

新型コロナウイルス感染拡大抑制についての質問でございますが、PCR検査につきましては、保健所機能を持っている広島県が所管しており、検査体制の拡充や検査対象の拡大に取り組まれております。本町としては、引き続き、県と連携して感染拡大防止に取り組んでまいります。次に、情報の開示につきましては、広島県が個人情報を守秘しながら、居住地域や症状等の状況を公表しているところです。本町としては、引き続き、広島県と連携しながら適切な情報の開示に努めてまいります。次に、定期的な検査の実施については、PCR検査は発熱等の症状があり、医師が必要と判断した場合でなければ受けることができないことから、社会福祉施設等の職員や利用者に対する定期的な検査は実施しておりません。次に、PCR検査の拡大についての質問でございますが、繰返しになりますが、広島県において、検査体制の拡充や検査対象の拡大に取り組まれているところです。本町としては、県と連携して感染拡大防止に取り組んでまいります。次に、今後の取組や補正予算の規模等につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応としては、まずは住民の健康を守ることが第一でございます。現在も感染拡大が続いている状況であることに加え、これから冬に向けて、季節性のインフルエンザ流行の

リスクも増加してくることから、引き続き、感染拡大防止に全力を尽くすとともに、県とも連携の上、医療体制の維持を図ってまいります。加えて、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染拡大により、経済、社会活動について、大規模な自然災害に匹敵するような影響が広がることを強く懸念しております。本町においては、新型コロナウイルス感染症対応について、令和2年度補正予算で感染拡大防止対策、家計支援、子育て世帯、ひとり親世帯への支援、事業者支援などの必要な措置を行ってきており、この度の9月補正予算案においては、約8,000万円規模の関係予算を提案しております。今後とも新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向、町民生活への影響を注意深く見極めつつ、補正予算や予備費の活用も含めて、国、県の支援制度や市町との役割分担も考慮しながら、必要な措置を講じてまいります。

続きまして、人類の死活的課題、気候危機についての質問でございますが、地球温暖化の状況を見ますと、この100年余りの期間に、世界平均気温は0.85度上昇し、地球温暖化は確実に進んでおり、頻発する豪雨や台風の強大化など、自然災害の増大化に影響しているものと認識しております。また、国連で採択されたSDGsにおいても、気候変動に具体的な対策を講ずることが求められております。現在、本町では公共施設の照明のLED化、ごみの排出量の削減などに取り組んでいるところでございますが、こうした世界情勢の中で、将来に向けて、本町としてどのような取組を行うことができるか、関係団体や民間企業等と連携するとともに、先進自治体の取組状況を調査・研究してまいります。

続きまして、庁舎建設場所等の進捗状況についての質問でございますが、1点目については、8月27日に着手した新庁舎建設工事実施設計変更等業務の中で、事業費やスケジュールへの影響について具体的に検討し、改めて議員の皆様にご説明いたします。2点目については、県において一定程度の負担を検討する考えがあることを確認いたしましたので、今後、具体的な協議を行ってまいります。なお、建設予定地の汚染土壌は全て除去することとし、8月27日付けで新庁舎建設の実施設計変更等業務の委託契約を締結し、設計変更業務を進めております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）再質問をさせていただきます。答弁をお伺いすると、コロナ対策の問題で、抜本的というか、原本というか原因というか、これらの問題を解決しなければ問題が解決しないと思うんですね。今の状況では国際的にも同じことが言えるわけですね。

ども、患者の感染を防止するために、手洗いや咳エチケット、あるいは軽度の風邪なら家で安静にするようにとか、3密を中心にいろんな手を打ってきておるわけですが、基本は医療体制、もちろん研究も含めて、これが先決ではないかというふうに思うんです。幾ら3密を守る、あるいはいろんな経済手当をしたとしても、元を切らなければ問題が解決しない。何でもそうなんですけれども、事件や事故があったら原因を追及して、その原因は何であるか、ここを解決しなければ、現状や今後の対策ができないというように私は感じるんです。町もいろいろ国や県のお金を使って、たちまち経済対策、もちろんこれも大事なことです、もっと大切なのは、やっぱり医療体制、あるいは医療の研究、このことによって新型コロナウイルスの、そういうウイルスそのものを死滅させるというか、感染がないように、そのためには国全体あるいは国際的にもそういう研究というんか、それが必要なんですが、そういうのは町長として、手の打ちようがないよ、国の方針や県の方針を待つしかないよと、このようにお考えなのかどうか、まず最初にそれをお尋ねします。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）町長答弁の繰返しになりますけれども、現在、国の方針も8月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部で決定されたもの、それから、今日の新聞報道等にもありましたけれども、県の検査体制の拡充等、それぞれ出されております。町としましては、国や県の動向を見ながら、県と連携して感染症対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）そのことは今まで報告やあるいはいろんな審議の中で、私も承知しとるつもりです。私はそれ以前のことですね、新型コロナウイルスそのもの、これを死滅させなければ、対応しなければできない。一番いいのはワクチンがあれば一番いいんだと思うんですけれども、まだそこまでいっていない。1年ぐらいかかるというような、早くて半年かそこらで、その間、じゃあ、どうすればいいんかと。いろんな規制を強化したり、緩和したりしておって、私も含めて、町長も含めて、保菌者であるかどうかというのが全く不安なところがあるわけですね。弱い人は表に出て重症化になったり、あるいは対応がまずくて死者が出たりというような場合も出てくるわけですが、ここを解決しなければ問題が解決しないと思うんです。私は一番大きな問題は、やっぱり原因を突き止めて、それに対応する。それに力を注がなかったら、幾ら対策だといってやる、ある

いは経済支援をやっても、残っとるのは、将来、大きな国債であったり、あるいは町じやったら町債ですね、これが膨れ上がり、財調がなくなり、いろんな事業がなくなっていく、できなくなってくる。町民サービスが本当に、職員の人件費と扶助費だけになってしまって、何もできないようなまちづくりになるのではないかと。私はかねてから言っているように、少しでもいい世の中を残してやりたい、これが私の政治信条です。ところが、いろんなことで逆行したことがもう言ったら切りがないほどあります。今までのそうした結果が、例えば、企業優先で企業にはかなりの税金をまけてやり、あるいは還付税として還付をしたりしておる。しかし、よくよく考えてみると、病院を削ったり、研究費を削ったり、そういう防疫の予算をどんどん削って、軍事費をどんどん拡大してきとる。そういうところを改善する、そうしなければ、本当の人間の命は守れない。私はずっとそのことを、本当に議員になって、大型公共事業は、もうずっと反対をする。ただし、JRについては大型公共事業であったとしても生活道路なんですね。3キロぐらいしかないところを三つに線路で分かれている。やっぱり、生活がものすごく困難。しかし、大型公共事業であったとしても、それは早くやるべきだという立場で賛成をしてきたわけです。それ以外については、バイパスの問題もあるけれども、しかし、本当に国民の暮らしや命を守っていく、その立場が今まで欠けとった、その結果が今日出てきとるので、これは全国あるいは国際的にもそうなんですね。中国でも、名前は共産党ですけども、資本主義ですよ、我々から言わせたら。世界の中の社会主義いうのはもうないです。競争して今の資本主義の下で、密林を開発して、そして隠れていた新型コロナ、もともとコロナというのは昔からあったんですね。しかし、開発をしてこれらが出てきたというのが結果だと私は認識をしておるんですけどもそういう目で見ると、早急な、全町民を対象と言ったらちょっとかなりの時間やら、そういうものがあるけれども、まず医療に携わる、あるいはその機関におる人、もう順次、検査体制が必要ではないかというふうに私は思うんです。そうしなければ、私だってもう70を越していますから、肺が弱ったり、体力がなくなったりすれば命がなくなる、このように思うんです。医療体制の強化も含めて、身近なところから全員がそういう検査というんですか、検査体制の強化、私は必要ではないかと思うんですが、どうなんですか、お尋ねします。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）PCR検査につきましては、現在、保健所のある県において、国の基準に基づいて行政検査として行っているものでございます。繰返しになりますけ

れども、県と連携して国や県の動向を見ながら、町としては感染症防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）一生懸命こう考えながら発言しても、回答いうのはこれというのは出てこないというふうに感じます。というのは、もう国際的にもまだこれに対応する措置がないわけです。しかし、手をこまねいても、また困るわけで、できるところ、あるいはこれ以上拡大をしないその手を打つべきですが、私、不勉強なのでよく分かりませんが、お尋ねしますが、この新型コロナウイルス感染症の検査の対応の問題で、抗体検査、もう一つは抗原検査という二つの検査があるわけです。PCR検査以外に。これらは町として対応する、事業として、希望者あるいは優先するところからやって、安心して生活ができるようなそういう体制は組めないものかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）抗体検査につきましては、これまでコロナ感染症にかかったことがあるかどうかというのを血液検査によって調べるものでありまして、今、県の方が各市町、何市町かを選んで、検査を始めているところです。抗原検査につきましては、今、新聞報道等にもありますけれども、唾液検査と併せて抗原検査ができるような仕組みを県が体制を敷いておられますので、本町におきましても県の体制に合わせて、県の体制で本町も動いていくというところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）いろいろ勉強してみても、なかなか理解できないところがあるんですけれども、PCR検査はかなりの時間がかかる、6時間ぐらいかかる。じゃけれども、抗原検査は30分程度、費用もPCR検査が6万円から10万円ぐらいとか言われておりますけれども、抗原であるとか抗体であるとかいうのは1万円から2万円ぐらいでできるという、そういうことを資料によって認識しておるんですが、これは町がやろうと思えば私はできるんじゃないかと思うんですが、それはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）繰返しになりますが、現在、広島県の方がその検査体制について進めておられますので、本町につきましても県の方でされているというところに対応しているところでございます。

○議長（桑原）保健センター所長、町独自ですることとはできないかという質問なんですが、

やる気があるかないかお答えください。保健センター所長。

○保健センター所長（森原）現時点では考えておりません。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）未知の世界へ飛び込むわけで、なかなか答えが出にくい、あるいは出しにくいという問題があると思いますので、次に進みます。

次は、今の地球温暖化の問題。もう海田町だけで宣言してもどうしようもない部分が大きくあるわけです。しかし、町民一人ひとりがその気にならなければ、国民全体にならない。国民全体がそういう気にならなければ、国際的にもならない。私は地球危機、環境問題、こういう問題について、町がやっぱりアピールする必要がある。今までとしてはおるんですよ。いろんなごみの問題であるとかプラスチックの扱いであるとか、あるいは収集も含めていろいろ努力をされておるんですが、結果的には大災害が起きる要因につながってきておるわけです。調べてみると、この天気というのは、非常に海からの蒸発の度合いによって温暖化されて、いろんな地球変化が起きてきておる。それはあんまり長く言いませんけれども、町民一人ひとりがその認識に立つためには、今の気候非常事態宣言、町長はこの宣言を町独自で出す気はないですか。私は町が出さなければ、ほかの団体も含め、あるいは議員諸氏の賛同を得ながら議会でも宣言を提案したいというふうに考えるんですが、まず、町独自で提案をし、あるいは、町の外郭団体、これらも含めて、まだやっているところは全国的に少ないんです。しかし、ここ半年で36自治体がやっています。二つの県、47ある中で2県、18市と区、16の町村がやっていますが、広島県ではまだやったところはありません。そういう面から見ると、率先して町長はそういう宣言をする気があるのかないか、あるいはいろんな団体と一緒に議会へ提案してその宣言をするのかどうか。今までそういう宣言をしたのが、昭和36年でしたか、交通安全宣言、それから、非核町宣言、平成元年、やってきておるわけですが。今、非常に問題になっている問題、やっぱり台風であるとか大雨であるとかゲリラと言われるような状況、やっぱり町が主導権を持ってやるべきだというふうに思うんです。災害対策ももちろん必要ではありますが、起こらないような状況をつくっていく、あるいは少しでもその状況を減らしていく、減災。そのためには、町長はどのように考えるのかお尋ねします。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）宣言だけをしてすぐに効果が出るものではありませんので、本

町としてどのような取組ができるのか、まず、先進自治体の事例を調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）さっきから言うように、日本でまだ僅かしかないんですよ。海田町が率先して、広島県で一番最初にそういう宣言をしてほしいと私は希望するんですけども、町長はどう思っていますか。どういうお考えですか。お尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）確かにまず宣言をしてから各種施策を打っていくという方法もあるかと思います。今日の豪雨の頻発であるとか台風の大型化、こういったのも顕著に気候変動が出ているものと考えられますが、まず海田町として、本当にどういった取組ができるか、これまでグリーンカーテンでありますとかリサイクルの推進でありますとか食品ロスの削減と、こういった各種取組をしてまいったところでございます。また、公共交通の利用促進、循環バス等で公共交通を利用してもらおうと、そういったことも進めておりますので、ただ、それだけで十分かと申しますと必ずしもそうではない。他の自治体、いろんな取組をされているところもございますので、そういった取組をまずは研究させていただきまして、海田町でどんな取組ができるかを研究した後に、そういった宣言をすべきかどうかという判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）1900年から今日まで、全世界で平均すると、約1度、0.9から1度上がるとるらしいんですね。いろんな海洋というか海の変化によって、いろんな症状が変わってくる、地球全体が変わってきとる。調べてみると、この100年で海面の高さ17.8センチも水位が上昇しとるという。私はこのままほっておくと、非常に大きな影響、うちだけではない、海田町だけではないんですけども、早くそういう問題に手を打たなければ、もう生きづらいというか住みにくいとか、安心・安全のまちづくり、口では言うけれども、実際そういう理論やそういう手だてをしてないという、私は地方6団体の中で、町長は町村会長の一部の中に入っておられますが、そういう議論を今までしたことはあるんですか、ないんですか、ちょっとそこら辺をお尋ねします。なかったら、町長が率先してやってほしいというふうに私は思うんですけど、どうですか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽） 6 団体の中で、そういった議論があったか、地球温暖化に対するものというよりは環境施策という面では議論されたことはあろうかと思いますが、すみません、具体的にその 6 団体でこの問題が議論されたかというのは、申し訳ないんですが、承知いたしておりません。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15 番（佐中） 私は総務部長に聞いとるつもりはないんですけども、町長が先にそれを、やっぱり先頭に立ってやるべきだというように思うんです。そうしなかったら、ずるずるいって、なかなか解決もしないし、見通しもない、将来にわたって、ますます悪い世の中を残していく、住みにくい、環境もそうじゃし、生活もそうじゃし、いろんな面で命と暮らしが守れないような状況が続いていくというように感じるんですよ。その辺は、今後の第 5 次の総合基本計画も含めてですね、位置付けて、やっぱりやるべきだというように思うんですよ。それだけではなくて、全国的にもそうだし、国際的にもそうですし、そういう発信を町長がやっぱり先頭に立ってやったら、町長の株が上がるいうたらちょっと失礼かもしれないけれども、やっぱり、そういう認識は私は必要ではないかというように思うんですが、そこら辺は答弁がない、欠けとるという、私は認識しかないんです。町長、どうなんですか、それ。

○議長（桑原） 副町長。

○副町長（櫻） 地球温暖化対策の必要性につきましては、町としてもその認識を持っておりまして、現在の第 4 次の総合計画におきましても、地域と行政が一体となって、地球温暖化対策に取り組むといったことを目指すとして、各種の施策に取り組んでいるところでございます。こうした基本的な施策、第 5 次の計画においても、引き継いで取り組んでいきたいというふうに思っております。宣言の意義につきましては、理解できることはございますが、ただ宣言をするのではなく、どういった取組ができるかといったことをしっかりと他団体の状況などを調査研究して、町ができるところからまず取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15 番（佐中） コロナの問題も地球温暖化の問題も大きな問題で、非常に答弁は難しいし、具体的に数字、あるいは事業、あるいはそういう結果が出る問題ではないというふうに思いますが、しかし、海田町議会の中でこの問題が全く出ないというのもおかしい話なんですね。これだけの災害が起きてから、そういう論議をしなければならないとい

うように私は感じます。

次に移ります。庁舎の問題で、先ほど、町長の行政報告、よく分かりました。努力をされて、いろんな契約の中である程度の制限があったのに、広島県が多少なりとも配慮してくれると。私はもう四十何億かけて、これまで約17、8年かけて庁舎ができないのに、もう取りかかるべきだと、もうヒ素の汚染の問題は約20年かかったのと、40億の建物を建てるのに、土地の汚染除去の問題は僅かと言われたら、ちょっと町民から怒られるかも分かりませんが、町民の信頼を勝ち取って新しい庁舎の下で町民サービスを生かしていったら、皆、理解をしてくれると思うんです。いろいろ議員同士で話をすると、約1億かかろうと、それ前後かかろうと、土壤汚染ですね、20年の起債、町債を設けると、終わったら僅かな金だと。それよりもスケジュールどおりやって、早くこの問題を解決して、J Rの事業の問題、この第1期から7年間というけども、早くさせることがこの庁舎を立ち退くことによってできると思うんです。その立場に立てばスケジュールどおり行って、県と交渉し、そして、いろんなスケジュールのそういう手続をやるべきだということに思うんですが、それはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（桑原）簡素にお答えください。企画部長。

○企画部長（鶴岡）新庁舎の整備につきましては、これまでも議会の方から早期の実現を要望されているところであり、執行部としても取り組んでおります。現在、土壤汚染対策にかかる費用については実施設計の変更業務の中で整理をしております。併せて、汚染対策費用の県との負担割合についても県と協議をしております。これらが明らかになった段階で、議員の皆様方に御説明をしながら、また、新庁舎の整備の方を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私が言うのは、町長答弁にもありましたように、事業やスケジュールの影響について具体的に検討し、改めて、しかし、特別委員会の中で、これは5月27日出したスケジュール、ずっとう、月も入ったのがあって、この間開いた8月20日には、スケジュールの日程表の数字が消えとるんですね。具体的にこれを実施する、実施設計、そして契約をすると。これは来年度に向けてどうなるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現在取り組んでおります実施設計の変更業務、この工期予定、3か月間を想定しております。3か月後からといいますと、12月定例会に建築費用の補正予算

を提出することが可能かと思いますが、議員の皆様方に御提示するに当たっては、県と町の負担割合について一定の方向性が明確にならなければなかなか提案できないというふうに考えております。実施設計の変更業務と併せて県とも負担割合の協議について進めてまいりますので、それらの状況を踏まえて、議員の皆様方に改めて御説明させていただきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと何かキーポイントがですね、負担割合が何か、どう言うんか、障害になつとる、前に進まないというように感じて受け取ったわけですが、今の汚染の問題だけでなく、補償の問題も含めてこの負担割合という意味なのかどうなのか、ただの汚染だけなのか、それとも、庁舎が立ち退くその補償の問題も含めての負担割合なのかお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）広島市東部地区連続立体交差事業の補償の額については、今後、近いうちに県の方から提示をされるというふうに想定をしております。その額については、また改めて議員の皆様方に御説明をしたいと思います。あと、土壌汚染の対策費用の県と町の負担割合についても、こちらも論点の一つかと思います。県の方からは一定程度の負担をする考えはあるとの回答はいただいておりますので、その具体的な内容について、今後、県と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）庁舎の問題でぐずぐずし過ぎる。当初から比べると、七つの候補地を出して三つに絞って、住民投票するじゃせんじゃやって、町長選挙でいろいろこの公約を掲げて、駅前を主張する町長が誕生し、それでも住民投票はしないで、ずるずる動いて、今日まで約17年ぐらいかかってきとるんですね。それでまだスケジュールがはっきりしない。私は明確に来年度の予算で、これ、庁舎の問題を出してすぐ工事に入ると、こういうことを主張し、町長の考えを聞くんですが、実際できるんですか、できんですか、来年度の予算に対して。スケジュールどおりで1年延びたじゃ、あるいは短くなったじゃいうのが何回も新聞報道もされたりして、町民の方は諦めておるといようなね、そんな感じがするんです。もういつ建つかどうか分からないという、雲をつかむような認識が、かなりの人おられます。もうはっきり、庁舎の問題、いつ取り掛かるのか、そのためにはどういうスケジュールでどう基本設計をして、そして実施、工事契約をするの

か、ちょっと明確にしてください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）土壌汚染対策の方法と費用については、現在、実施をしております実施設計変更業務の中で明らかになってこようかと思います。こちらについては3か月の工期の間の中で、ある程度見えてこようかと思いますので、それについては分かり次第、議員の皆様方に御説明をしたいと思います。あと、予算の補正を計上して、議会に補正の議決をお願いするに当たっては、やはり県と町の汚染対策費用の負担割合について、ある程度の方向性が見えてからでないと、なかなか難しいと考えております。こちらにつきましては、現在協議中でございますので、時期的なものはなかなか申し上げられませんが、なるべく早く協議の方を進めまして、議員の皆様方に御説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）これまでに、平成4年に建つとか、行ったり来たりして、説明があったわけですが、今になってそういう答弁を私は許せないと思う。いろんな障害があったとしても、ちゃんと今まで計画したとおり、これを進めるべきだと思うんです。それが指導力、私はそう思うんです。町長、来年度予算にこれを、今、協議中、協議中でずっと逃げてきとるんですね。来年度予算で庁舎の問題が計上されるのかされんのか、答弁願います。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新庁舎の建設費用の予算計上につきましては、12月定例会の補正予算で計上するには、まず実施設計の変更業務が完了することが必要であること、こちらについては3か月の工期ですので十分可能かと思います。それまでに県との協議が、方向性が見えてくれば、議員の皆様方に御提示をしながら補正予算の提案の方をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）もう質問するのが嫌になるくらい、県の協議、県の協議いうて、じゃあ、どこまで進んで、どう見込んどるのか、庁舎の問題。もう我々にはさっぱり分からない。特別委員会で、実態は承知してます、鳥かん図というんか、姿図というんか、これらも全部、機能も全部、あとはお金の問題で、やるかどうか。それには補償金の問題、ヒ素が出たから。ヒ素の問題はいろいろ説があると思うけども、もうそんなに40億かける、

あるいは町民から見て20年近くほっとかれとる。ヒ素の問題、1億ぐらいでしょうが、全部町が出したって、20年の起債を設けてやったら僅かで済むこと。それよりも早く建って、J R 高架事業、これを何の障害もないような、そういう土地を造って、7年のうちの早い時期に第2期工事が実施できると思うんです。そこまで考えて、早くこれを立ち退いた方が早く高架事業ができるわけですが、その辺はどうなんですか、お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新庁舎の整備に当たりまして、県の方からは一定程度の負担を検討する考えはあるというふうに言っていておりますので、一定程度のその内容について協議を行いまして、方向性の方が見えまして、議員の皆様方に御説明をし、新庁舎の方をできるだけ早く進めて、連続立体交差事業に支障のないように進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私は町長に答えてほしい。もう、実際は町民から見てね、あれだけ町長選挙をやって、あれだけ町民に庁舎の問題を訴えて信頼を得て、今日まで来たわけです。もう、すぐできると思って、私はもろ手を挙げて喜んどったところにヒ素が出て、こういう土壤汚染の問題で引っかかって、なかなか前に進んでない。町が単独で汚染物質を取ったって知れとるでしょうが。私は町長のやる気、決断力だということに思うんですが、私はもう職員の答弁はいいです。町長の答弁を聞きたい。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今説明がありましたように、基本的には、昨年度の末に実施設計に入って、建てる意向に動く予定であったところにヒ素の問題が出たわけです。そういった意味で1年ちょっとずれ込んでるということでございますし、今年度の補正予算において計上しながら、実施設計の変更に基づいて庁舎を建設していく方向性の中で、きちっと議員の皆様のお理解を得ながら進めるということの大切さを意識しながら、先ほど出ている補償金とか土壤汚染の分担割合、そういったものが丁寧に説明しながら進めていっている状況でございますので、そこは御理解ください。だから、先ほどの過程の中に、説明した内容のスケジュール感で、今現状、動いているというふうに御理解いただければというふうに思います。その過程において、議員の皆様方に納得できる条件をできるだけ好条件を出していくことの協議をしっかりと我々は進めていくということが大切だと

いうふうに認識しておりますので、今回の位置の関係も含めて、議員の皆様にもいろいろと御迷惑をかけておりますが、この実現がもう目の前に来ているというふうに理解をしていただければと思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）理解できますよ。理解できますが、前に進まんのが理解できんです。

町長の答弁、理解できますよ。それ、一生懸命やってきてここまで来たんですから。もうバックは到底できないでしょう。そうすると、いつやるかという問題が、町民から、どういうのかな、詰められるというか、期待をされるというか、信頼を勝ち取っていくか、ここなんですよね。もうあれだけの、町長選挙、あるいは議会でもそうですが、庁舎の問題、早く建つことによってJR高架事業も早く進んでくるんです。そこで、僅か言うたらちょっと言葉が悪いかも知れませんが、僅かヒ素の問題で、何年も延ばすことは許されないというように私は思うんです。思い切って、町が負担して、あと広島県と交渉しながら、面倒見てくれという状況の下で進めるべきだというように思うんです。恐らく議員の中でその立場でやったら、何人かは反対がおるかも知れませんが、もう建つしかないんです。場所はもう3分の2以上で決めましたから、全会一致で。起立全員でしたから全会一致なんですね。ですから、もう一日でも早くやること、それには来年度予算に載せること。これが、そうしますということが言葉に出てこんのです、答弁に。なぜなのか。僅かな、僅か言うたらちょっと一般町民から見たら、この言葉の使い方はまずいのかも分かりませんが、ヒ素の問題で、これがネックになってなかなか事業ができないという、その問題は除去したら解決するでしょうが、なぜ、それができないのかお尋ねします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）新庁舎の建設を前に進めるため、現在、ヒ素が出たということ为前提に実施設計の変更を行っております。この作業におおむね3か月程度かかるということで、鋭意、実施設計の変更を進めているところでございますが、それと並行しまして、費用の負担につきまして、県の方が一定程度土壌汚染対策に関する負担を検討していただくという話がございましたので、実施設計の変更と並行して、そういった協議を進めております。また、もう一つの大きな問題について、この現庁舎の立ち退き問題、その補償の問題、そういったものがございまして、こういったものを並行して解決に向けて、今検討しているところでございますが、こうしたものを12月ぐらいまでに解決のめどを、

道筋を立てて、そしてできれば、今年の12月の定例会におきまして、建設費用の補正をお願いしたいと、そういった方向で現在最大限の努力をしているところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 47 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。12番、多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。本日は2点質問いたします。

まず1点目、コロナウイルスの学校の対応についてです。学習の遅れは行事の見直しや夏休みの短縮でカバーできていると思いますが、感染防止という新たな業務が担任をはじめとする職員に負担となっています。検温や校内の消毒、体調の確認、トイレの消毒など、日常の業務に加わることでかなりの負担となっています。そこで提案ですが、福岡市のように、コロナ対策に当たる学校運営補助員を雇用し、校内の消毒や検温などの補助作業をやってもらったり、また、名古屋市では、トイレ掃除や消毒を行うスクールサポートスタッフを各学校に配置するなどしております。このコロナ感染が落ち着くまでも本町でも検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

2番目、校庭や公園の遊具についてです。小学校の保護者から校庭やちびっこ公園の遊具が少ないのではと指摘がありました。全国で事故の報告があるたびに危険ということで撤去され、代替遊具が設置されないままの公園や校庭があるのは確かです。本町は、子育てのしやすい町を目指し、また、スポーツの盛んな町を目指しているのは間違いないと思います。子どもの体力づくりに役立ち、反射神経を鍛えられる新しい遊具が開発されています。過去のこども議会でも遊具に関する質問が出ていました。毎年、少しずつでも設置をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。以上、2点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）多田議員の質問の1点目と2点目のうち、学校関係の部分については教育委員会から、その他の部分については私から答弁いたします。

2点目の公園関係については、現在、町内には街区公園21か所、ちびっこ公園19か所、総合公園1か所の公園がございます。その中で遊具のある公園が37か所、お年寄り向けの運動器具が設置してある公園が2か所あり、子どもから大人まで多くの方々に御利用いただいております。また、海田総合公園では大型遊具の設置やテニスコートなどの整備を行うとともに、第2期整備区域では陸上競技場等の使用を目的とした多目的グラウンドやクロスカントリーコースの整備など、スポーツの町である本町にふさわしい公園整備に取り組んでいるところでございます。こうした中で議員御指摘の新たな遊具を設置することについては、敷地の利用状況を踏まえ、設置可能なスペースがあれば、安全性や経済性を考慮した上で取り組んでまいります。

それでは残り部分については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）多田議員の質問に答弁いたします。

校内の消毒や児童生徒の検温など教職員が行っている業務を補助する職員を各校に配置することについての質問であります。4月当初から配置しております4名のスクールサポートスタッフに加えまして、7月20日から2名を増員しまして、町内の全小中学校において、衛生的な学習環境の確保、教職員の負担軽減を図っているところでございます。引き続きまして、学校における新型コロナウイルス感染症防止対策について万全を期してまいりたいと考えております。次に、校庭の遊具を毎年少しずつ設置してはどうかとの質問でございますが、体育館の授業や外遊びの際の活用において、遊具の有用性については十分認識しております。今後、児童の体力の向上やバランスの良い身体の発育に資する遊具の改修を検討してまいります。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）では、再質問をいたします。まず、4月から4名、それから7月20日から2名をスクールサポートスタッフということで雇用されていらっしゃる。これにつきましては、このコロナ対策ということで雇用されたのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）この度の増員等について、スクールサポートスタッフの配置の仕事内容ということでございますが、当初4月から配置されているものにつきましては、コロナ以前の措置の要望によってついたものでございます。教職員の印刷であるとか諸帳簿の管理であるというふうな日々の日常業務の負担軽減のためについた状況でござ

います。それから7月20日付けでつけてある残りの2校の2名の増員につきましては、新型コロナウイルス対策のために国が2次補正を組んだものに対して、町の要望を出しまして、2名増員をしていただいている状況でございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）そうすると、この4名の方は、当初はこの目的じゃなかったんですけど、今はコロナ対策にも当たっておられるということだろうと思います。7月から2名増員され、まあこれ、各小学校・中学校全校に配置されたということでよろしいんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）そのとおりでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）各小中学校に配置されているということで、これ以上、言うことがないんですが、教職員の方も大変だろうと思いますので、是非コロナ対策としてこのスクールサポートスタッフの方に頑張ってもらいたいと思います。

続いて、校庭の遊具なんですけど、さっきの教育長の答弁ですと、児童の体力向上やバランスの良い身体の発育に資する遊具の改修をというように答弁されておりますが、今の校庭にある遊具、これがもうこれでいいよということで、改修で済むという判断でよろしいんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）現在ある遊具についてどのような状況かというところでございますが、中には、老朽化に伴い破損をしていたり、又は使用不能になっているものも状況としてはございます。定期的な安全点検の中で老朽化によってもう修繕が不可能なものにつきましては、当然、新規のものを増設したり、また改修によって同じ機能を持つ遊具を新しくしたりということも必要になってくるかと思います。来年度に向けて、学校から予算要望等も上がってまいりますので、設置等に向けて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）今、ネットで調べると、大変面白い遊具がたくさん出ております。もちろん数百万する総合遊具みたいなものもあるし、数十万円で購入できる、子どもたちが喜びそうな遊具もあります。実は、この件を私が出したのは、小学校の低学年の子どもにな

ると、なかなか休憩時間の間に遊具で遊ぶ順番が回ってこないんだそうです。1年生、2年生ぐらいになると、上級生が遊んでいて順番を待ちよと休憩時間が終わってしまうということらしいんですよ。もう少し遊具を増やしてもらえないだろうかという要望が一つと、登り棒が昔あったと思うんですけど、それが今登り棒の枠だけあって撤去されている状況なんですよ。棒が古くなって撤去されたのかどうか分かりませんが、登り棒は非常に子どもの、どういうんですか、体力向上、それから基礎体力というのかな、向上に非常に役立つので、是非、登り棒も早めに設置してほしいという要望を受けております。登り棒ぐらいだったら、そんなに費用がかかるわけじゃないので、是非、来年度からやっていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）具体的な登り棒等の対応につきましては、学校と協議しながら検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）是非学校とよく相談されて、前向きに進めていただければと思います。

確かに今の小学校の状況を見ると、ちょっと遊具が少ないような、私も気がします。昔はもうちょっところ、ジャングルジムとかいろんな遊具がもっとあったような気がするんだけど、今ブランコと滑り台と鉄棒と、数点ぐらいしかないようですね。ですから、前向きに次年度に向けて検討をしていただきたいと思います。それと、公園の遊具なんですけど、実は全国でいろんな事故があったりして、その都度どんどん撤去をされるんだけど、その代わりが全くない、代わりを設置する予定がないんでしょうね。だから、特に、私がいつも行くのは昭和公園なんですけど、昭和公園なんか三つか四つぐらい遊具があったんだけど、どんどん撤去されて、それこそ滑り台とブランコと鉄棒ぐらいしかなくなって、前はジャングルジムとか、子どもが乗ってこう、対面で乗ってぐらぐらするやつ、遊具とか、ぐるぐる回ったりする遊具とか結構あったと思うんですけど、ああいうのがどんどん減ってきて、そこの石原の公園なんかすごく遊具がいいのがあったりするんですけど、こういう近場の公園に、ちびっこ公園含めて、近場の公園にちょっと遊具が、今の状況じゃ、ブランコと滑り台ぐらいしかないところが確かに多いと思うんですけど、これについて具体的に増やすというふうな予定はないんでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）御指摘の公園、昭和公園につきまして、私、実際に現地に行きまし

て確認させていただきました。過去には、私の方で確認できる範囲では回転遊具がございました。これはさっき議員さんが御指摘の全国で事故があったということで撤去したものでございます。その後に実際に、新たな設置というのが行われていないのが確かに現状でございます。現地の状況を見ますと、そういった意味で、まだスペース的にそういった遊具の設置というのは十分可能と思いますので、安全性を確保しながら設置について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）是非よろしくお願ひしたいと思いますが、一つ、公園の遊具の中で、大きい子どもさんが遊ばれるのはいいんだけど、小さい、例えば2歳とか3歳とか、幼児が遊ぶ遊具が割と少ないように感じます。これから検討されるに当たっては、そういう幼児が遊ぶ遊具というのも、是非、検討課題に加えていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）十分検討させていただきたいと思います。

○12番（多田）終わります。

○議長（桑原）2番、小田議員。

○2番（小田）2番、小田です。コロナ禍におけるインフルエンザ対策についてお尋ねいたします。いまだ新型コロナウイルス感染症の猛威は衰えず、冬には第2波の予測も心配される中、例年11月から12月にはインフルエンザの蔓延する時期でもあり、不安材料は尽きません。特に重症化が心配される高齢者や乳幼児、就学前の子ども、また受験生への心配は殊更であります。高齢者においては減免制度によりインフルエンザの予防接種が受けやすくなっております。しかしながら、乳幼児や就学前の子ども、受験生には配慮がされておらず、現実には各自の体調管理に任されている状況です。現在のコロナ禍の中で高齢者同様の配慮が必要ではないでしょうか。そこで本町の取組についてお尋ねいたします。まず1点目、この冬、予測される新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時期の流行に、乳幼児や就学前の子ども、受験生にはどのような対策をお考えでしょうか。2点目、乳幼児や就学前の子どもに対しての最善策は家族全員の予防接種であります。このような対策を講じるお考えはないでしょうか。3点目、受験生に対しては、無料あるいは減免の予防接種券を送付してはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）小田議員の質問に答弁いたします。

コロナ禍におけるインフルエンザ対策についての質問でございますが、１点目については、乳幼児などはインフルエンザに罹患すると重症化しやすいことなどから予防接種が有効であると考えております。また、児童や生徒においても集団生活での感染予防は重要であると認識しております。これらのことから、今年度のインフルエンザの流行期に備え、乳幼児、児童及び生徒のインフルエンザ予防接種の一部助成を検討してまいります。２点目については、重症化しやすい乳幼児や、就学前の子どもの予防接種について、受けやすい体制を整備するとともに、家族については感染予防についての啓発や周知を徹底することで感染予防に努めてまいります。３点目については、高校３年生までを対象とし、予防接種の一部助成を検討してまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○２番（小田）それでは、再質問させていただきます。この後の議案に出てまいりますので、具体にお聞きしていきたいと思っておりますけれども、１点目と３点目の高校３年生までを対象として予防接種の一部助成が検討なされているところでございますが、議案書を見ると、１,０００円の助成というふうになっておりましたが、この金額についてはなぜ１,０００円の助成にとどめられたのか、何か根拠があつての金額なのかお答え願いますでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらの一部負担金につきましては、大体、インフルエンザの予防接種が３,０００円から４,０００円ぐらいということで、３分の１程度を助成するというふうな考えでおります。

○議長（桑原）小田議員。

○２番（小田）現在６５歳以上は１,５００円で接種ができるかと思いますが、それに合わせようというお考えは持たれなかったのでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）現在、高齢者のインフルエンザにつきましても、公費で負担しているものの、約３分の１を個人負担していただいているという状況ですので、その考えに合わせまして、３分の１程度というふうにしております。

○議長（桑原）小田議員。

○2番（小田）このコロナ禍において、いろんな市町において施策がなされているところでございますが、先日も、三原市の方では、このコロナ禍においてインフルエンザ予防に全額補助という記事が新聞に掲載されておりました。生後6か月から18歳までを助成されるのはとても有効であるというふうに考えますが、無料にするところまではお考えにならなかったのか、それとも予算的に無理があり、今回は1,000円の助成にとどめられたのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）やはり、高齢者等との関連もありますし、財政的なことも総合的に判断しまして、一部助成というふうな判断をさせていただきました。

○議長（桑原）小田議員。

○2番（小田）2点目の乳幼児や就学前の子どもに対しては予防接種があまり効果が期待、り患するのに効果が期待できないというような記事も見受けられ、その最善策としては家族全員がウイルスを家に持ち込まないことというふうな記述もございましたが、この点については、家族については感染予防についての啓発や周知を徹底することで感染予防に努めてまいりますという御答弁でございましたけれども、具体的にはどのような啓発や周知方法を徹底するお考えか、あればお願いします。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらにつきましては、今後、広報やホームページ、それからネウボラアプリ、幼児の健診等、いろいろな機会において啓発をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○2番（小田）町でできる最善の策は講じていただけるのかなというふうに考えておりますので、この方向で町としてもコロナ禍におけるインフルエンザ対策にしっかりと取り組んでいただいて、同時期の前に備えていただいて、なるべく被害が少なく済むように町としても取り組んでいただきたいとお願いを申し上げて、再質問を終わります。

○議長（桑原）8番、住吉議員。

○8番（住吉）8番議員、住吉です。3項目についてお尋ねいたします。

まず初めに、コロナ禍における町行政についてお尋ねいたします。昨年末より感染拡大が始まった新型コロナウイルス感染症は、残念ながら終わりを見通せないものであります。全世界で8,096人が感染し、774人が死亡したコロナウイルスを原因とするSAR

Sでは終息までに9か月かかっていることから、この通告書を作成した8月11日現在で、感染者数は2,000万人を超え、死亡者数は七十数万人、昨日の午後3時時点では感染者数2,500万人、死亡者数約85万人に上る新型コロナウイルスの終息には、数年若しくは数十年に及ぶ可能性があります。感染拡大当初には、集団免疫獲得も取りざたされておりましたが、歴史をひもといてみれば人類が根絶できた感染症はワクチンによる天然痘のみであり、インフルエンザですら集団免疫が獲得できておらず、新型コロナウイルスの抗体に関しては、スペイン保健省の研究では僅か3か月で減少していることから、期待できないものであります。開発が急ピッチで進んでいるワクチンも、インフルエンザウイルスと比較して、新型コロナウイルス遺伝子の長さは約15倍にもなり、人間の体内で増殖する際にコピーミスを起こしやすいことから、変異が起こる可能性が極めて高く、ワクチンが効かなくなる変異も考えられるものであります。本来なら、政府が感染拡大防止と根絶に向けて全力を尽くすべきところではありますが、中国で感染拡大の兆候が見られていたにもかかわらず、春節の観光客を迎え入れ、緊急事態宣言下よりも感染者数が増大しているにもかかわらず、Go Toトラベルキャンペーンを実施するなど、国民の生命・健康よりも目先の小銭を重視しており、残念ながら期待できないものであります。そのような状況下においても、海田町は住民福祉の向上のための行政運営を行わなければなりません、既に福祉や教育の現場では、従来の手法が不可能になっており、町民生活の面においても、リーマンショックを上回りつつある不景気により経済的に大打撃を受けております。コロナ禍における海田町の行政をどう司るのか、町民の生活をどう守るのか、地方自治法第1条で定められている住民福祉の向上をどう実現していくのか、長期的視点に立った町長の考えをお尋ねいたします。

続きまして、自衛隊による感染症対策教育についてお尋ねいたします。日本全国の教育福祉の現場において、新型コロナウイルスのクラスターが数多く報告されております。海田町においても閉鎖された空間で長時間集団生活を送る、学校・保育所・児童クラブや災害時の避難所等において、クラスター発生の可能性は避けられないものであります。既に対策として体温計が導入されており、私も先の6月議会、一般質問において、避難所にも導入するべきと提案しました。しかしながら、新型コロナウイルスは発症前の感染力が最も高く、発症しても発熱を伴わない患者や無症状感染者もいることから、検温で感染者を全て見つけ出すことは不可能であります。自衛隊では、駐屯地・基地内、又は艦艇内において集団生活を送っているにもかかわらず、感染者が出てもクラスターを

発生させておりません。客船ダイヤモンド・プリンセスでクラスターが発生した際にも、自衛隊は支援に乗り出しましたが、隊員の中から2次感染者は一人も出していないのみならず、5月31日現在までに、自衛隊中央病院及び防衛医科大学校病院において、430名もの新型コロナウイルス感染症患者を受け入れましたが、院内感染は発生しておりません。自衛隊はこれまでも世界で初めて化学兵器を使ったテロと言われる地下鉄サリン事件や東日本大震災時の福島第1原発事故にも派遣され、そして、今回の新型コロナ対策でも活動したことから、世界で唯一の対NBC（核・生物・化学）全ての実践を経験した軍隊であります。そのプロ集団の陸上自衛隊第13旅団司令部を町内に抱え、対NBC専門部隊の特殊武器防護隊と医療を担う衛生隊が駐屯し、自衛隊OBを防災課主幹として雇用している海田町が自衛隊を活用しないのは怠慢と言わざるを得ません。教員を含めた全職員が新型コロナウイルス感染症対策教育を自衛隊から受けてはいかがでしょうか。

最後に、新型コロナ対策ハンドブックについてお尋ねいたします。長引くコロナ禍による精神的・経済的影響とGoToトラベルキャンペーンを要因とする新型コロナウイルスを軽視する風潮が出始めております。感染しても無症状が多いとか、ほとんどの人が軽症で済むといった都合の良い側面だけを捉えた意見がネット上でも頻繁に目にするようになり、中には、死亡率は他の病気に比べて低いからマスクが騒ぎ過ぎだと、SNSに投稿する地方議員やコロナは単なる風邪と主張する医師も現れ、それに賛同する方も少なくありません。その軽視する極端な例として、東京都知事選に立候補した者がクラスターフェスなどと称して、マスクをしないことを呼び掛ける集会をこれまでに複数回開き、8月9日にはマスクをしないまま約50人が山手線に乗り込むという行動に出しております。その反対に、必要以上に恐れ、いわゆる自粛警察やマスク警察なども第1波のときから現れ、誹謗中傷のビラ投げ込みや壁への落書き、器物損壊などの被害も報告されております。従来のメディアが、週刊誌やワイドショー等で専門家でない者や自称専門家の意見を垂れ流し、新聞やニュース番組が、とにかく政府批判とも取れる記事を通して信用を失いつつあるところに、スマートフォン普及で真偽の定かでない話がネット上で事実のように流れるだけでなく、情報過多に陥り、本当のことが見えづらくなってきた結果、自分にとって都合のよい話や耳障りのよい話しか信用しなくなったことが原因と考えられます。海田町では、これまで広報かいたで、新型コロナウイルス関連記事を何度か掲載しておりますが、数多い記事の中の一つに過ぎず、散発的になって

おり、正しい情報がどれだけ伝わっているのか疑問であり、現にマスクを着用しないまま外出や他者との会話をされる方が増えてきております。町民の方々が感染予防しつつ、できるだけ平常に近い社会生活を行うには正しく恐れることが必要であり、そのためには行政が正しい情報を提供することが求められるものであります。新型コロナ対策ハンドブックを作成し、町内全世帯に配布してはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）住吉議員の質問に答弁いたします。

コロナ禍における町行政についての質問でございますが、新型コロナウイルス感染症につきましても、検査体制の充実等により感染状況の把握及び拡大防止が図られるとともに、予防ワクチンの開発が日本をはじめ、各国で進めているところですが、現時点で収束の見通しは立っていないものと認識しております。こうした中、町といたしましては住民の健康を守ることを第一に考え、国や県とも連携しつつ、日常生活におけるあらゆる場面での感染拡大防止を徹底するとともに、医療・介護サービス等の提供体制の確保に努めることにより、暮らしの安全・安心を確保してまいります。加えて、感染症が住民や地域に与える影響を注視し、必要な支援策等を適切に講じてまいります。

次に、自衛隊による感染症対策教育についての質問でございますが、感染症予防対策強化のため、今後、教職員を含めた職員を対象として、自衛隊による新型コロナウイルス感染症の実践的な研修を行ってまいります。

次に、新型コロナウイルス対策ハンドブックについての質問でございますが、感染症予防について正しく情報提供することは大変重要であると認識しております。新型コロナウイルス対策ハンドブックの全世帯への配布については実施に向けて検討をしております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）ラフな格好で再質問に移ります。今回もほとんどええ答弁ばかりなんです、このハンドブックの作成ですよね、これはやるとは書いてない、検討してまいります、やるとしたらいつ頃になりそうですか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）早急な対応が必要と考えておりますので、11月号広報と同時に配布できるように検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番(住吉) 何かもう帰ってもいいような気もしますが、時間がいっぱいありますので、これ、何でもかいうたら、結局、先ほどの佐中議員の一般質問もそうでしたけども、やはり情報が正確に伝わってこんと過剰な心配もあるし、その逆もある。今回の広報かいたを見たら、ぱっと開いた2ページ目、3ページ目にコロナのことが書いてありましたが、やはりそれだけじゃ、よう分かん。例えば、手洗いしなさい、しっかり手洗いしなさい。何で。ウイルスが落ちにくいから。どのくらい落ちにくい。誰も知らんですよね。たまたま調べよったら、コロナウイルスの大きさが100ナノメートル。これが墨汁の粒子と同じ大きさぐらいじゃ、そう考えたら落ちにくいのは分かるじゃろういうのも、全くない。本当に正確な情報がさっぱり分かん。そういうのもあるので、どうしていいかな、作ってくれるいうんだから、これは良しとしましょう。文句を言わない。

自衛隊の方の研修ですけども、こちらの方も実践的な研修を行ってまいりますということで、これ、早めにやってもらえんですかね。

○議長(桑原) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(森川) 自衛隊の御協力をいただいての研修でございますが、こちらにつきましても、早い段階で10月下旬から11月頃にできるように、ただ、先方の防衛省の方との調整も要りますので、調整でき次第、早い段階でできるように調整してまいります。

○議長(桑原) 住吉議員。

○8番(住吉) これはほとんどが都道府県単位で今までやりよった思うんですけども、多分、町レベルいうたら島根県か鳥取県でやったのはやったんですよ。これ、非常に画期的なことだと思うので、ええ形で話をつけてください。

ただ、これ1番だけちょっと、町長のお考えどうなかと問いただしたら、あまりはっきりした答弁が、どう言うたらいいんですか、国や県とも連携し、日常生活におけるあらゆる場面での感染拡大防止を徹底するとともに、医療・介護サービスの提供体制の確保に努める。当たり前っちゃ当たり前。じゃ、どう考えていらっしゃるのか。この間、国がまた新しい対策の指針か何か示しましたよね。辞める言うるとる総理大臣が何か方針を示すのはいかなものかと思いましたが、あれを見ても、結局、対症療法ばかりでしたね。感染者が出たらどうする、いっぱい出たらどうする。県の指針もそうでしたね。感染者がいっぱい出たら警戒レベル何にするどうたらこうたら。国も県も感染を食い止める方針を示してくれてないんです。それがあるけ、町長にお尋ねしたんですが、これどうやってやりますか。アバウトな聞き方ですけども、感染拡大防止を徹底、どう言っ

たらいいかね。まず、そこを聞いてみる、どうやって考えていらっしゃるんですか。今、第2波も間もなく終わりかけには見えますが、第1波のときより感染者数でいったら多いんですね。ところが、国は別に緊急事態宣言も出さないし、G o T oトラベルキャンペーン、今度、G o T oイートキャンペーンとか言うんでしょう。食べに行け。会食とか職場の休憩時間の食事なんかでクラスターが発生しとる報告が上がっているにもかかわらず、今度は外食に行けいうんです、国は。ますます感染者広がるだけじゃないですか。そんな中において、町長、じゃ、どうしますか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）新型コロナウイルス感染症に関わっての様相自体、全体が見えてないという状況は、議員とともに同じ認識だというふうに思っております。そういった中に、国の施策、何もやってないというように今表現をされましたが、国は海外との渡航を、制限をかけながら、まずは国内でのいろんな動きを、国外との動きを制限をかけているというのは、これ事実でございますから、何もしていないという状況ではありません。ということから考えたときに、町を逆に閉鎖するというような動きに多分なりがちになると思いますが、生活というのはそういうものではないかと思えます。当然、衣食住の動きに制限をかけるということは非常にやりにくい動き方を作ってしまう。これは国も同じようなことを考えているんだと思うんですね。だから、町も同じようなことで、それを制限をかけない中のいかに経済の動きを、やはり、横にらみにしながら、ウィズコロナ、またアフターコロナというふうな表現がございますが、そういったところに向けて動いていくという方向は、総合的な判断の基に行われているというふうに私は思っておりますので、やはり、国・県、その動きをきちっとつかまえながら、その連帯と、かつ国・県との連携を図るというのは非常に大事なことでございますので、町としてはその方向でコロナに対応していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）私は国と県との連携を否定するつもりはございませんが、私はやはり国は何もしていないと思うんですね。渡航を今制限をかけていますけども、この一般質問通告書にありますように、中国の武漢でウイルスが広がったのに制限をかけなかったでしょう。逆に台湾はもう12月31日の時点で、これはもうおかしいぞということで対策センターの立ち上げに動き始めたんです、総統選挙の最中に。センターを立ち上げました、その翌日になって、台湾は台湾人の感染者第1号が出た。もう事前に手を打っていたん

です。水際対策、しっかりしている。だから、今もみんなマスクなしで生活しているでしょう。日本はどうだったか。実際に、1月の上旬にこれは日本にも来るぞと、ウイルスの研究を始めたところがあるんですよ。それが自衛隊の中央病院。ところが、水際対策、体温計を持ち込んだだけで何もしなかった。じゃあ、日本人感染者の第1号はどんな人だったか。中国人観光客を乗せた奈良県のバスの運転士です。そこで失敗したんですよ、もう。そして、今、第2波。沖縄県やたら感染者が増えていますよね。ビッグデータで調べたら、沖縄県に旅行に行く人が圧倒的に増えておる。プラス在日米軍からの持込み。だから、一部では、今まで日本ではやっていたウイルスとは型の違うタイプが沖縄でこれから広がるんじゃないか。そこをほっぽらかしているんです、この国は、残念ながら。確かに経済を回すことは大事ですよ。観光業が大変だからって始めたんでしょう、Go Toトラベル。結果として、感染者が増えてみんな自粛しちゃいましたよね。JRと航空会社大変ですよ。山形新幹線なんてひどいときは、自由席の乗車率7パーセントですよ。昨日か今日ニュースでやっていましたけど、Go Toトラベルを利用して、結果、国内の宿泊客、7月は、昨年に比べて58パーセントも減少。考えてみたら、当たり前です。外国人観光客が入ってこないんだから。前年と同じ数になるわけがない。まして、安倍政権は外国人観光客を招き入れることで経済を回そうと。外国人観光客に頼っていたところが持ち直すわけがない。で、感染者が増えた結果、全く関係のない産業までまた影響を受けて、経済が落ち込む。もったいないですよ。極端な話、車を買ったり、家を買ったりするのに感染リスクがあるんかいうたら、ないでしょう。ところが、極端な移動、あるいは会食等を推奨すれば、感染者が増えるじゃないですか。確かにロックアウトなんかできないでしょうよ、憲法上の制約で。それはスウェーデンでも同じであんなったんですよ、集団免疫どうの、実際は違って。それプラスみんなマスクをせから、人口100万人当たり五百何十人死んだと。日本に換算したら6万人が死んだことになります。

だから、日本が重症者を抑えた。確かに医療現場の努力もありますが、国民の意識そのもので何とかもっているだけでしょう。マスクする。今回の第2波、緊急事態宣言が出ていないにもかかわらず、移動自粛する人、多かったでしょう。国民の実践頼みで何とか持ちこたえているんです。でも、感染終息に向けた指針を誰も示してくれてないんですよ。先ほどから言っていますけども。国も示さん、県も示さん、対症療法ばかり。ワクチンができたと言ってますけども、それはほんまに効くんかと。通常、ワクチンが

実用化するまで3年から5年かかるものを、1年でやりますよ。効くのかと。そもそもそのワクチンの効果は何か月持つの。インフルエンザでも確か3か月から半年ぐらいでしょう。そう考えたとき、どうするの。日本のこのやり方でほんまにいいと思うのかと。大体、発生源の武漢が今もう、新規感染者3か月出してないんですよ。発生源の武漢で。ところが、日本はこのさま。だから、私は町長にあえてこの一般質問を出したんです。私の思いとしては、今のところは国も県も当てにはならんよ。じゃ、町としてどうしますか。その町長の考えをお伺いします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先ほどから、国や県の否定論がかなり出ておりますが、私は否定するつもりはございませんし、今、コロナ禍においての検証が現実に進んでいるわけではございませんので、その反省点を含めた、今後の課題抽出、こういったものを今の現状からできる状況ではないというふうにまず理解しております。それと、大事なのは、やはり対症療法ですよ。まず一番に。病気をしたら当然それ対処するのが当たり前の話です。それが一番大事なことだということで、海田町も、先ほど、今年の1月頃にいろんな形で行動を起こしたというふうな話をされましたが、海田町も1月の末にはもう動いているんですよ。マスクの提供とか医療機関への提供とか、そういう施設への提供。そういったものの予防策、更には2月には、学校の休校措置、それから、4月においてのそういったロックダウンにおける、実際、ロックダウンではありませんが、非常事態宣言ですね、そういった宣言を受けた中に、いろんな施策を海田町も個々いろんな形で打ってきているんですよ。今回も9月においても、いろんな考える、できる範囲のことを皆さんと英知を絞りながら、職員と英知を絞りながら出しているのが現状でございます。他市町がいろんな形でやってきていると思いますが、そういったものの比較論をするわけではありません。一番大事なのは、本町ででき得る、今、具体的なものを出していくことが一番私は大事だというふうに思っておりますので、今回のいろんな意味の質問に対する答弁もいろんな形で職員が考えてきたところを総合的に判断した結果でございますので、こういった意味は議員さんのいろんな思いと我々執行部のいろんな思いがある程度合致して、こういった施策が進んでいくというふうに理解しておりますし、次の注意深い点、これも当然インフルエンザと新型コロナとの関係を含めた環境が迫ってきているという状況の中に、こういった今回のことを検討させていただいているところでございますので、これは議員のお考えと我々執行部の考え方は、食い違いはないという

ふうに思いますし、その方向で今動いているというふうに思っておりますので、しっかりと町職員一丸となって頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○８番（住吉）私は町の動きは否定してませんよ。非常に頑張られたと思います、皆さん。

特に思いつきのように全国一斉休校、要請が出ましたね、総理から。マスコミを通じて要請を出す、夕方に。正式な連絡はいつまで経ってもよこさない。そんな中においてこの海田町の職員の皆さん、ほんま一生懸命やられたと思います。児童クラブの受入れだって、もう次の日の昼には準備万端にしましたから。だから、私は海田町の職員はすごいと思います。今回の一般質問三つ出しましたが、２番目の自衛隊難しいだろうなと思うたら、100点満点の回答返ってきています。ハンドブックも作る言うてます。それはその辺の他の市町に比べてはるかにすばらしい町だと思います。職員もすごい優秀な方ばかりそろっていると思います。何か褒めてるのか褒め殺しなんかよう分らんけどね。実際、私、おばとか母が死んで、戸籍云々でよその市町へ行って手続きをしました、やっぱり海田の職員はすごい優秀じゃいますよ。よその職員、私、怒鳴り散らしましたから、電話で。

話がそれたので元に戻しますが、確かに対症療法も必要だけど、結局、どういう方向で終わらせるというのは誰も見せてくれてないんですよ。そこなんですよ。いつ終わるのなんですよ。台湾は終わらせた、ほとんど終わらせた。武漢もほとんど終わらせた。でも、日本はどうなの。何でこんなにしつこく言うかいうたら、7月のいつ、上旬じゃったかな、日曜日、朝7時頃、たまたま用事があって坂町の方を通りよったんですよ。あそこは日曜日じゃろうが、何じゃろうが、朝7時から防災行政無線を使って町内放送を流すんですね。ちょうどG o T o トラベルキャンペーンが始まった頃か。コロナに関して何を言いよったかいうたら、不要不急の外出は慎重に検討してください。遠慮とは言えないですよ。国が旅に行け言うところぐらいですから。でも、そうやって注意は呼び掛けよったんですよ。よう考えてね。海田町は果たしてそこまで踏み込んだ呼び掛けをしてくれたのか。確かに国や県との連携は必要ですが、じゃあ国や県が海田町民をどこまで守ってくれるの。そこなんですよ。いざというときに国の意向に逆らってでも、自粛要請を町長は出せるのか。そこじゃと思いますよ。じゃないと、次、第3波が来たとき、どうなるんや。もうみんな油断しまくっているこの状況下で、国が、旅に行け、飯食いにいけ、そういう油断しまくっている状況下において第3波が発生した場合、町長、

どうするの。国が緊急事態宣言を出さない限り、何も呼び掛けないのか。それとも、さつき坂町を一例として挙げましたが、別にそのまねをしなくてもいいんですけども、何らかの形で町民の皆様至今已で以上の協力を求めることはできますか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）坂町の一例がありましたが、よそを批判するつもりはございませんのでね、まず、それ一つ言っておきます。大事なのは連続性で伝達するのがいいのか、完結性で連絡するのがいいのか、これも連絡の効果というふうなことも考えて、本町も町内放送等、しっかりとそのタイミング、タイミングにおいては、きちっと打たせていただいております。これもうちの職員のスタッフのいろんなアイデアで、このタイミングはいい、このタイミングでやったらしつこすぎるよとか、こういった意見の中に施策を具体的にチョイスしたわけですよ。そういった流れの中に海田町も施策をきちっと打ってきておりますから、それは連続性がいいか完結性がいいか、これはまだ最終的に収束してみないと分からない結果だというふうに思います。それはそれとして置いておきまして、具体的に打つべきことはきちっと打たせていただく、これが今やるべきことだというふうに思っております。コロナに対抗しようという考え方、概念は私は持っておりません。やはり、共存すべきことは共存しないといけない、この概念は大事な、コロナは見えないですからね、見えるものだったらそれはいいんですけど、見えないものが、要するに相手である中に、それがどういう状態で潜伏しているかも現実に分かりません。そういうようなことで、やはり大事なのは、今、打つべき手法をしっかりと打てるタイミングで、やはりきちっとヒットを打っていききたいというのが、今の町の動き方というふうに御理解ください。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）別に私は何度も言いますが、町のこれまでのやり方を否定するつもりもありません。ただ、町長と違うのは、コロナと共存という考えは私は持たないです。一議員が持とうが持つまいが知ったことじゃないですけど、私はウィズコロナじゃ、アフターコロナじゃ言う前に、キルコロナ、コロナ撲滅。SARSがそうやって終息させたでしょう。MERSもそうでしたし。MERSはまだ続いとるんかね。共存なんて無理無理、この変異しやすいウイルスが。ただ、そこは見解の違いです。これ以上、言うつもりはありません。ただ、町長、先ほど言った打つべき手は打つ、確認しますが、これは間違いはないですね、もう一度聞きます、間違いはないですね。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今の、先ほどから紹介させていただいておりますが、やっぱり総合的判断の中で打つべきところはきちっと打つという動きで、今、職員一丸となってやっておりますので、御理解の方、よろしくお願いいたします。

○8番（住吉）終わります。

○議長（桑原）4番、大高下議員。

○4番（大高下）4番、大高下です。新型コロナウイルスの第2波に備えた対策について。

世界の新型コロナウイルス感染者数は2,000万人を突破し、死者数は73万人を上回るなど、現在もなお、世界中の人々の命と暮らしを脅かしています。我が国においても、感染者数が急増中で5万人を突破し、死者数は1,000人を超えています。確実に第2波が来ています。世界経済は大きな打撃を受け、我が国においても国民生活や経済への影響は深刻さを極めています。私たちは感染者の拡大を抑えるために懸命に努力していますが、ウイルスの治療薬やワクチンの開発・実用化までには、なお一定の時間を要することから、克服に向けた戦いは長期に及ぶことが予想されています。こうした中で、今後は感染防止と社会経済活動を両立しながら、第2波、第3波に備えた対策の強化が求められています。そこでお尋ねします。1点目、第1波のときの学校での取組、町としての支援策、感染症対策を総括されましたか。内容を教えてください。また、今後の取組はどのようにされますか。2点目、新たな日常の構築に向け、様々な生活現場で感染拡大を防ぐ取組が必要と考えます。例えば、多くの人が集まる場所の水道やトイレ、ごみ箱等に、手を触れずに済ませることができる自動化の推進や工夫など、本町においても生活上のリスクを下げるための取組を推進すべきと考えますが、どう取り組まれるのか見解を伺います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大高下議員の質問の1点目のうち、学校関係の部分については教育委員会から、その他の部分については私から答弁いたします。新型コロナウイルスの第2波に備えた対策についての質問でございますが、町としての支援策、感染症対策については、手洗いの励行やマスクの着用、3密の回避などの感染予防策の周知のほか、医療現場等へのマスクや消毒液の配布、事業継続応援金、子育て世帯応援金、地域経済応援クーポンの発行、ひとり親家庭子育て応援金、出産育児応援金などに取り組んでまいりました。各事業の検証につきましては、実施したもの、これから実施するものもございますが、

今後の状況を見据えながら、今9月定例会に感染予防対策、地域経済応援クーポンの発行、感染症対策交通事業者支援事業、感染拡大防止医療機関応援事業の補正予算を提案しております。引き続き、新型コロナの感染状況を注視しながら、必要な対策に取り組んでまいります。次に、生活上のリスクを下げるための取組については、公共施設等における水道やトイレ等について自動化されてないものについては、施設の修繕や建替え等にあわせて、自動化の検討を行ってまいります。また、感染防止対策の一環として、この度の9月補正予算におきまして、各施設に体表面温度測定カメラを設置するための補正予算をお願いしているところでございます。引き続き、健康管理を行うとともに、手洗い、マスクの着用、密閉、密集、密接を避けることなどの徹底により、感染予防に努めてまいります。それでは、1点目の学校関係の部分については教育委員会から答弁をいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）大高下議員の質問に答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症のこれまでの学校の取組、今後の取組についての質問でありますが、学校の取組については文部科学省が示した学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、これは学校の新しい生活様式と申しますが、を踏まえまして、児童生徒に対してのソーシャルディスタンスの確保や手洗い・うがいの励行などの指導を徹底してきたところでございます。また、教職員による検温記録の確認や室内の換気、共用物品の消毒に加えまして、給食時間、休み時間、登下校の児童生徒の行動の見守りなど、学校全体で取組を行いました。更に、海田南小学校第6学年においては、学級数を3学級から4学級へと再編成しまして、1学級当たりの児童数を減少させ、3密の解消を図ったところでございます。今後の取組につきましては、継続的に行っております現在の取組を緊張感を持って継続させるとともに、臨時休校等に備えまして、オンラインでの学習を可能とする学習環境の整備、これを段階的に進めてまいりたいと思います。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）新型コロナウイルスの感染拡大で、本当に住民の方が大変な思いをされている中、こうした状況の中で、町長はじめ、町職員の皆さん、本当に頑張って感染対策とか生活支援をしていただきまして本当にありがとうございます。今日は、今後はどうなるかということで一般質問を今回提案いたしました。

それでは、再質問をさせていただきます。検証した部分と、した分がないとありましたが、検証の結果で、次に生かされたものがあればお願いします。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）事業者支援といたしましては、事業継続応援金の方を実施いたしました。その結果、402件ほど給付の方をいたしました。商工会等にも支援をお手伝いしていただいて実施したものでございます。その結果は、商工会の方も私の方にも声が聞こえておりますけど、大変、支援していただいて助かりましたという声も聞いております。そういうこともありました。それと、今回、クーポン事業、今第1弾を実施しておりますけど、新たに、先ほどの町長答弁にもございましたけど、今度は感染防止対策の方にも力を入れるということで、それを組み合わせたもので、第2弾の方、今後やらせていただくということで実施したいと考えております。そういうものをしております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）感染症対策の方の検証はなされましたか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）感染防止に向けまして、海田町では3名の方が感染したという状況ではございますが、今後、感染者が出ないように、様々な、今、感染防止に向けた啓発、それから、子育て世帯やひとり親世帯にも支給いたしましたし、その辺りを総合的に今後も感染者が出ないように感染対策に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）教育委員会に聞くんですが、現在、第2波、第3波に備えたオンライン学習、現時点ではどんな形ですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）現在、学校を再開して、6月から夏休みを挟んで2学期が始まっている状況でございます。状況としましては、子どもたちに対して、やはり、マスクや手洗いの励行等指導を始めまして、現在、学校の中でかなりの状況として定着をしている状況でございます。この暑さの中で、やはり熱中症対策との両立というところが非常に課題としてはあるんですけども、新しい学校の生活のマニュアルを示すことにより、子どもたちの自覚が高まっているという状況については認識できております。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）オンラインの質問であったと思うんですけど、以前申しましたように、情報技術会社の無料クラウドを利用して、アカウントを各学校、個人に取ってもらうところ、今90パーセント済みました。ただ、これは家庭環境によりますので100パーセントになっていませんけど、今後、1台1人端末をもし臨時休校になった場合は貸し出す等の、少し後になりますけど、それを進めていきたいと。今の段階で言いますと、あとの10パーセントの生徒たち、これについては学校へ来らすなり、何らかの方法でオンラインの授業をできるようにしたいと思います。ちなみに、広島県教育委員会ホームページの中に、コロナウイルス感染症対策の対策として実践例が出ていますが、今回、海田中学校と海田西小学校の例が示されておりますので、是非とも参考にさせていただければと思います。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）いずれにしましても、今回、長期戦ということで、私個人としてもしっかり気をつけて活動もしていきたいと思っております。行政の方の方も、今後、長期間になるとは思いますが、全力でお願いして、終わりたいと思います。

○議長（桑原）答弁よろしいですね。

○4番（大高下）はい。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は14時25分。

~~~~~○~~~~~

午後2時10分 休憩

午後2時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。7番、下岡議員。

○7番（下岡）7番、下岡です。3項目にわたって質問します。

1点目、道路行政について。①町道137号の一部区間拡幅について、県は西ノ谷川支川に関し、西ノ谷川と明飛川に各1基、砂防ダム建設を決め、関係地権者に対し協力要請を始めている。工事用道路について西ノ谷川と明飛川については串掛林道を利用できるが、西ノ谷川支川については町道137号だけでは無理と判断した県は、高岸1号橋からダム予定地までの工事専用道路を計画中的である。問題はこの橋に至るまでの137号線に幅3メートルと狭い上に、見通しも利かない箇所が約100メートルあることである。

車両の離合困難を解消するため、従来より町に拡幅を要望してきたが実現していない。

3基のうち2基は鋼管を使う管理型の大型ダムであり、工事が始まると大型ダンプ等相当数の工事用車両が通行すると予想される。住民の安全を確保する責任のある町はどのように対応する方針であるのか問う。この拡幅には複雑な事情を抱えた地権者もおられることから、早急に取り組を開始すべきと思うがどうか。

②町道6号線及び137号線道路橋りょう災害復旧事業について、執行部は昨年9月定例会に実施設計業務委託料として5,610万円を補正予算計上した。目的は避難路の確保、内容は出合橋や高岸1号橋の架替え等とされている。しかし、2年前の西日本豪雨により大きな被害が出たのは、西ノ谷川支川に架かる2か所の里道橋や西ノ谷川に架かる民家へ渡る橋のところが大量の石や木で詰まったため、あふれた大量の土砂、石、水が道路を破壊したり、民地に流入したからである。出合橋、高岸1号橋は詰まることもなく土砂等は通過している。2つの橋を架け替える具体的理由を問う。また、詰まった二つの里道橋や民家への橋はどのように改善されるのか問う。ほかにも床固工があるため、川が浅く、氾濫の危険が高いところもある。災害時の安全性確保に向け、実施設計でどのような検討がなされているのか、地元も含めて説明すべきと考える。見解を問う。

③串掛林道工事用仮設道路の取扱いについて。仮称町道143号線道路改良工事の新道工事が始まったが、町が約40年前に敷設し実質的に管理してきた既存の仮設道について、将来どうするのかその取扱いを問う。地元は林道完成後も町道として使わせてほしいと署名、陳情を行ったが、町は中途半端に放置してきた。この4メートル道路の一部分、約90センチは里道であり、残りの310センチは私有地である。町が私有地を地代も払わず占有することは許されない。どのように対処するのか問う。

大きく2点目、災害避難について。

①西日本豪雨災害を受けて、県は昨年、自主防災組織避難呼びかけ体制作りのモデル地区として西自治会を選び、何回かのワークショップを行い、レベル3の避難準備情報が出たら直ちに避難の体制を作ったつもりであった。しかし、今年7月に2度にわたり、レベル3、うち1回はレベル4まで発令されたが、避難所へ避難したのは1家族しか確認されていない。結論として、はっきりしたのは、住民は行政の指示でなく、自己判断で避難行動するということである。町はこのことをどのように捉え、対応していく方針か問う。

②的確に避難情報を伝えるためにメール発信を行うことになっている。この7月、自宅で近隣の熊野町4回、府中町1回、安芸区4回、携帯電話で緊急速報メールを受信したが、当町からは未受信であった。家族が海

田町防災LINE登録を行っていたが、6日14時10分にレベル3の情報を一度受けただけであった。総務文教委員会でも質疑されたが、答弁が不明確であった。どういうことなのか具体的な説明を求める。

大きく3点目、コロナ対応について。地域経済応援クーポン発行事業について、7月9日から9月末までの第1弾に続いて、町は、10月中旬から12月末まで第2弾を似たような手法でやることを決めた。第1弾のときに指摘したが、応援の実質的な対象が、コロナの影響を大きく受ける飲食業ではなく、影響のないスーパーマーケットになるのはどうなのか非常に疑問である。第2弾で内容変更はあったが、やはりスーパー中心の利用が予想される。①第1弾の途中経過について、業態別に構成比率の上から五つ、問う。②コロナ感染予防のため、業績に大きな影響が出た業種は何だと認識するか問う。また、応援するならその業種をまず考えるべきではないか問う。③地域住民の生活支援も目的の一つだというのが、非常事態に対応するに経済的に影響のない多くの町民まで対象にするのは単なるばらまき、ごますりではないか。福祉の視点で経済的打撃の大きい住民に対象を絞るべきではないか。コロナとの戦いは長期戦が予想される中でこんなやり方が続くわけがない。見解を問う。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）下岡議員の質問に答弁いたします。

道路行政についての質問でございますが、1点目の町道137号線の現道の一部拡幅については、西ノ谷川支川の砂防えん堤整備事業の事業者である広島県に確認したところ、現道の一部拡幅を伴う工事用仮設道路は、工事の受注者と県が施工計画と併せて検討する予定と伺っております。町といたしましては、砂防えん堤、工事期間中の十分な安全対策の実施と、完了後も工事用仮設道路ができる限り利活用できる計画とするように県に要望するとともに、工事用仮設道路も含め、砂防えん堤の整備について県と連携してまいります。2点目の町道6号線及び137号線道路橋りょう災害復旧事業についてですが、出合橋及び高岸1号橋については、既設の河川断面では流下能力が不足していることから、架替えが必要と判断しました。西日本豪雨の際に流れの支障となった里道橋や私有地への進入路については、道路のかさ上げにより、河川断面を確保した上で従前に近い形での機能回復が図られるよう検討しております。説明会については、10月に発注予定の高岸1号橋の工事説明と併せて全体の計画を説明する予定です。3点目の串掛林道工事用仮設道路の取扱いについてでございますが、この工事用仮設道路は串掛林道の

整備工事が完了した際にその役目を終えたものですが、地元からの要望により、町が関係地権者と道路の取扱いについて協議を行った経緯があります。協議の結果、関係地権者の全員から土地の取得については協力が得られなかったため、私有地のまま道路の形態を残し、今に至ったもので、町が占有しているものではありません。現在、道路の形態をなしている私有地の所有者と、今後の取扱いについて、この道路の利便性ができる限り損なわれない形となるよう協議を行ってまいります。

次に、災害時避難についての質問でございますが、1点目については、西自治会の自主防災組織の代表からは、御指摘のとおり、行政からの避難の呼び掛けは確認したが、平成30年7月豪雨の際より雨量が少ないなどと判断され、避難所に避難された方は多くなかったと伺っております。7月末より、県がモデル地区として指定した地区の住民に対して、今年の7月豪雨の避難の呼び掛け状況についてのアンケート調査を実施中であり、これがまとめ次第、県と連携をしながら、効果的な避難施策などをまとめてまいります。2点目の緊急速報メールについてですが、7月6日の避難勧告を発令した際の状況を確認したところ、防災情報メール、町内放送、ホームページなどで避難情報を発信しておりましたが、緊急速報メールの発信を失念しておりました。今後は避難勧告等の発令伝達マニュアルに基づき、迅速かつ確実に町民の皆様に避難情報を正確に伝わるよう、細心の注意を払ってまいります。また、海田町防災LINEにつきましても、当日、LINEを使って情報発信はできておりませんでした。現在、LINEを使った情報発信の在り方について抜本的な見直しを行っているところでございます。

次に、コロナ対応についての質問でございますが、1点目については、現時点では構成比率の高いものから、スーパーマーケットが82.2パーセント、ドラッグストア、医薬品販売が6パーセント、飲食店、食品販売店が4.3パーセント、ホームセンターが2.8パーセント、電気、家電が2.1パーセントとなっております。2点目については、海田町事業継続応援金の給付件数から見ますと、飲食サービス業と建設業が高い傾向にありましたが、広い業種から申請がありました。また、直近の広島県商工労働局などの公表によると、非常事態宣言解除に伴い、飲食店の経営再開が進み、納入業者の売上げも回復基調にあるが、3密対策による制約があり、以前の売上げ水準には程遠い状況であるといったことや、製造業や運送業も景気感が悪いとされており、全体的に影響を受けていると考えられます。これらのこともあり、今回は特定の業種に限定せず、実施するものでございます。3点目については、日本銀行広島支店が8月3日付けで公表した広島県

の金融経済月報によりますと、労働需給、雇用者所得とも弱めの動きが見られると述べられています。このことから広く町民の方に影響が出ているものと考えられ、今回、第2弾として感染防止対策の促進と組み合わせ、消費喚起、町民の生活支援を行うとともに、町内全体で町内店舗を応援していきたいということから、対象者を全町民としたものでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） まず第1点目のですね、町道137号の拡幅についてですけども、県が、これ、協議に応じるとかね、一部、私が言っているのは、高岸1号橋よりも下のところのことを言っているんですよ。高岸1号橋から上については、県は町道137号線は使えないと。だから、そこからは別に西ノ谷川支川の右岸沿いにですよ、別に工事用道路を造りますと。この方針を盆明けに固めたんですよ。だから、その地権者、高岸1号橋から上の川の右岸側の地権者の方にも協力要請が来たんですよ。そのときに私も立ち会いましたが、ダムはこことここにですね、今の本格的な管理型のダム2基、具体的に場所まで示した。3基目はもっと下の、この前、2年前のときに土砂が崩れて自衛隊が入って木材を撤去した、あそこのところにえん堤、コンクリのやつを3基造ると、説明しましたよ。そのときに、だから、私も今の高岸1号橋までの道路幅が3メートルしかない、これ、どうするんだと、県にちゃんと確認しましたよ。それは海田町が、町道なんだから、県としては利用可能だから、それ、使いますよと。で、県が更に言ったのはですね、利用できないと思ったら仮設的に一部区間を拡げることはあるというて言いましたよ。だけど、工事が終わったら、それは元に復旧して、その土地は地権者に返しますと、これははっきり言いましたよ。いいですか。この砂防ダム、今の管理型2基造りますけども、これ、どれくらいの受け止める容量があるのかと聞いたら、2基で3万立米の土砂を受け止める予定ですよ。3万立米ですよ。大型ダンプに直したら約6,000台ですよ。これが2年前の豪雨みたいに埋まったときには、6,000台のダンプで土砂を撤去する、管理型ですから。だから、工事完了後もこれは管理用道路として残しますと。上はですよ。下については何もするつもりはありません、それは海田町がやる仕事ですよと言っているじゃないですか。何を県と打合せをしているんですか。県はやる意思はないですよ。いつ、それを打合せして、一方的にそりゃ、町は、県がやることで離合困難になるから拡幅してくれと言ったかもしれないけども、それは受けるつもりは全く更々ないですよ。私だけじゃなくて、先ほど言った高岸1号橋から上のところの右岸の土地

の地権者の方と一緒に確認していますから、私だけではなくてね。全然ですね、どういう判断なんだということを。早くこれやらないと、県はね、今の砂防ダムについて、三迫地区、今の西ノ谷川本川1基、これ、本格的な管理ダム、明飛川沿いの砂防えん堤、これはコンクリ型の従来型のやつ。全部で5基。これについては来年3月までに設計を終わらせて、工事用予算としては令和3年、4年、5年、3年間の予算で完成させますとはっきりと言っているんですよ。だから、令和3年度、来年度からは土地の買収だとか、今の工事用道路の着手なんかに入るという話ですよ。ほいで、令和4年度から具体的にもう工事に入るでしょう。今の町道137号の狭いところ、早くやらなかったらですよ、何回も執行部、建設部にも言っているけど、中の一部の方というのは非常に相続の関係で権利が複雑な方がいらっしゃるんですよ。前、あれ、町道6号の、崎本議員がしきりに言った今の三迫の芸陽バスの終点から100メートルから150メートル上のところで、狭いところ、狭いところって何回も言って、なかなか進まなかったじゃないですか。あれの二の舞になりますよ。これ、狭いからやっぱりやらにゃいけんいうて、決めてやり出したら、もう工事が始まってしまっ、にっちもさっちもいかんようになりますよ。町長、どう考えるんですか。建設部、そんないいかげんな。県と協議してます。県はやるつもりはないとはっきり断言しているんですよ。今の高岸1号橋の橋のところから下のところ、3メートル。どれくらいの大きさの車両を使うかと聞いたら、10トン積み車両ですと。10トン積みですよ。半端な大きさじゃないですよ。そこらの4トندانブなんかじゃないですよ、10トンですよ。それだけでほとんど3メートル近く幅取るじゃないですか。3メートルのところ、そんな大型車両が入ってきて、頻繁に通られたら、地元たまったもんじゃない。そりゃ、県はですよ、利用できるから利用しますと。離合困難とか、それは町の問題でしょうと。町が考える話じゃないかと言っていることですよ。こんな悠長なことをやっている段階ではないですよ。ちょっと無責任じゃないですか、それって。どうなんですか、今の。ちゃんと県と協議してやってくださいよ。だから、県がそう言うから、県に対してはですね、私は町からはそういう説明を聞いてないと。そういう説明を聞いてないというのは、町が県に要望を出して、県が検討することについてですよ。県は検討するつもりはないと、はっきり言っているわけですから。今言ったように、そのところが利用できないとなれば、一部の拡幅、それは一時的な仮設としてやりますよと言っているわけ。ただ、高岸1号橋から下は利用が可能ですよと言っているわけですよ。だから、何もするつもりはないと。これが県の方針ですよ。

話が全然違うじゃないですか。ちょっと、どうするのか、ちゃんと説明してくださいよ。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）こちらの工事用仮設道路につきましては、これまでも、私が県の担当課長に計画、道路を検討する際に、今おっしゃられました高岸1号橋から上流と併せて、高岸1号橋から下流の町道部分の拡幅も検討してほしいという要望を、私がしております。その中で、今おっしゃられたように、全体で計画はせずに、その受注者が決まった段階で、高岸1号橋よりも下流部分については借地なり、仮設の拡幅を行う可能性があるというふうに伺っております。今回の町長答弁では、その際には、工事完了後も利用可能なような計画にしていだけるように、県に要望するとともに、町としても連携を図っていきたいという内容になっております。これは今言われた仮設でいったん広げたものをまた元に戻すのではなくて、それを恒久的に利用できないかということも併せて要望、協議をしていきたいという意味で書かせていただいております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）そりゃね、今言ったように、8月21日か、来てね、説明した県の担当課、課長じゃないですよ、職員。名前は言わないけども、おたくらも知っている人ですよ。その人らがはっきりそういつて言ったんだから、それが県の方針じゃいうて。それはもう1回、県に言いますよ。それと、その担当課に言ったのは、話が食い違うから、町と今の話をちゃんと通してくれと、そうしないとお互い食い違ったまま行ったらですよ、工事が始まったときにもう出遅れてしまって、何ともできなくなるからいうて言ったんですよ。その担当が、そのようにしますと言ったんだから。何の連絡も来てないですか。8月21日以降、その担当から、どうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今おっしゃられた担当者から御連絡はいただいております。それを受けて、私の方が再度担当課長に先ほど申し上げた要望なり協議というのを更に重ねてお願いをしております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）要望しているということじゃから、その結果を楽しみに待っていますけれども、担当者のレベルでは、とてもじゃないけど、そういう雰囲気じゃない。もしそれが可能なんであれば、例えば、10年ぐらい前に今の三迫川左支川、県が本格的な管理型ダムを造りましたけども、そのときもですよ、町道135号、畑の谷のど真ん中を通って

る道路ですよ、幾らでも狭いところあっても何もしてないじゃないですか。途中から管理用道路、工事用道路として造ったのは、そこから分岐したところは確かに4メートル道路を造ったですよ。だけど、本線はその狭いままやっとなるじゃないですか。それは何か言ったら、さっき言ったように、その町道が利用可能だという判断の基ですよ。離合が困難だどうだこうだいうようなことは、それは県の知ったこっちゃ、早く言えばですよ、そうは言わないけども、早く言えば、県のやることじゃないだろうと、町が考えて町がやることじゃないかと。そういうニュアンス。その裏付けが今の10年ぐらい前やった畑の谷の三迫川左支川の管理用ダムの工事用道路ですよ。それから見ても、県の対応は明らかじゃないですか。今回、それをやるとは思えない。それを要望していると言うんだから、要望して、いずれにしても、そりゃ、県がやってくれるのはそりゃ県でも構わないけども、できないんであれば早く結論を出してですね、町長、やってくださいよ。これ、今ね、この前、建設産業委員会、8月20日か、ここで三迫三丁目地内の道路改良計画、今の2点目に質問した計画が出ていますけども、要するに3か所の橋は架け替えますよと。そして、その橋を架け替えて、橋を上げるについては前後の道路についても、5か所をかさ上げしますよという内容ですよ。里道については検討してやりますとかいうて、この答弁ではなっとるけども、全然その内容は入ってないですよ、これ。そのときの説明では、その里道橋、西ノ谷川支川に架かっている里道橋については、今後検討していきますみたいなニュアンスだったんだけども、去年の9月にですよ、予算を組んでいるんだから1年経っているんですよ。ここにも書いているように、実際に2年前の災害で大きな被害が出たのは、この出合橋でもなければ、高岸1号橋でもないんですよ。そこは、大量の水だとか石だとか全部通過しているんですよ。詰まったのは里道の橋のところで詰まっているんですよ。一番上流部で言えば、この里道は市街化区域と調整区域の境目をなしている重要な里道なわけですけども、そこがまず最初に詰まって、大量の大きなこんな丸太だとか岩とか詰まって、あふれた水は隣の農地に大量に流れ込む。そして、一部石はですね、町道137号線をぶっ壊して、137号線が川になったという状況だったじゃないですか。そして、あふれたのは、その町道137号沿いにずっと下の私の駐車場まで流れ込んだけども、民地にも大量に流れ込んでいる。町道137号線は跡形もなく見事に破壊されたと。それは里道橋ですよ、原因は。そこが詰まったからですよ。このサイズというのは、今の高岸1号橋と断面積、そんな変わらないですよ。何で、災害のときに詰ませた里道橋を真っ先に検討しないんかということですよ。高

岸1号橋も出合橋も昭和20年の9月の枕崎台風では壊れたんですよ。私も家の近所だから、親から聞いていますが、橋が落ちたと、あのときは。そして、その後、戦後によ、今の高岸1号橋も町が架けたと。それ以来ですよ。今75年経っているけども、一度も詰まったことないですよ。2年前の土砂災害も含めて。そこを最初に優先的にやるという考え方が分からない。現実には被害を巻き起こしている里道橋をまず考えるべきじゃないですか。誰が考えたって。ここを直したって、現実、今まで75年何ともなかったところが、今後ですよ、高岸1号橋が詰まるとかいう可能性は全くないことはないけども、リスクとしては非常に僅かでしょう。2年前と同じぐらいの雨量があれば、また同じようになれば、上の里道橋から詰まりますよ。同じ状況になりますよ。もう一つ、下流の今の張り出し部分のところの里道橋もあそこでも詰まったじゃないですか。そして、隣の民地に大量の土砂が流れ込むと同時に、町道137号線をつたって、大量の汚濁した濁流水が流れ下って、今の宅地造成工事5,200平米やっているところまで流れ込んで、擁壁の裏側に流れ込んで、擁壁を起こしたじゃないですか。だから、近隣に迷惑掛かるからって県がその擁壁を一部壊したりしているんですよ。大きな被害を出してるんですよ。その原因は今の張り出し部分の里道橋なんです。そこが詰まったからなんですよ。出合橋は詰まってませんよ。確かに出合橋のところから137号上がったところに大量に石が積み上がった。これは詰まったからじゃなくて、私はその手前の今の取水堰が高いから、橋の欄干にぶち当たって上がったろうと思うけども、建設課長、それ、一般質問で聞いたら、上の張り出し部分から流れて行ったんじゃないかと言うてる。橋関係ないじゃないですか、出合橋は。2年前の被害で。その出合橋と高岸1号橋を架け替える、これはどういうことなんですか。論理的にちゃんと説明できるんでしょうね。今年1月に県の西部建設事務所、143号線の今の既存の橋の架替えの件で行ったときに言ったのは、橋の架替え、これは県の許可が要りますと。一つは床固工から橋を5メートル以上離すこと、もう一つは橋の高さについては、それは誰がやるんかと言うたら、町がやる仕事だけでも、30年に1度の大雨が降ったときに、その橋のところの通過する雨量、川水の量を想定してですよ、そこから1.1メートル上げると。これが県の基準ですと。その基準を満たしていただく必要がありますと、こう言っているんですよ。その計算でいったら、今のこの高岸1号橋はどこまで水位が来るんですか。今度の橋の計画では2.1メートルになっとなるから、恐らくここで、1.1メートル引いたら1メートルだから、1メートルのところまで、30年に1度の大雨でくるという計算があったんです。その根

抛をちょっと示してください。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず1点目の方の砂防えん堤の整備で現道を使うという部分でございますが、基本的に、県は、今ある町道を利用して、必要な施設を造られます。したがって、奥之谷川の砂防えん堤も狭い町道を御利用になられて造られておりますし、例えば、エバーグリーンの奥にある砂防えん堤もやはり狭い町道を使って整備をされております。ただ、確かに奥之谷川では仮設の拡幅というのはなかったんですけど、エバーグリーンの方を造るときには仮設の拡幅というのがあって、そのうちそれを残してもらったという経緯がございますので、そこは御理解いただきたいと思います。次に、里道橋をまず真っ先に直さないのかということでございますけれども、今御指摘の高岸1号橋、出合橋というのは、平成30年7月豪雨の雨量を想定すると、今おっしゃられたように1.1の余裕が取れません。計算上、その流れの水が橋のけたに当たります。そのためにかさ上げをして、まずは町道が安全に避難できるという状況を作るのを優先させていただいておるものでございます。ただ、里道橋をないがしろにしとるということではございません。里道橋も今県と協議をしております、最終的な詰め段階には入っております。ただ、里道橋につきましては、隣接の方であるとか、今後の砂防えん堤の管理用道路の計画の推移等を見定めた上で最終的に決めたいということもございますので、今の段階ではっきりとこうですというのは申し上げられない状況でございます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）だから、高岸1号橋については、じゃなくて、まず137号、最初に答弁した件については言っているじゃないですか、町道を使うのが原則だね。検討したけども、高岸1号橋から上の町道137号については使えないと、ね。使えないと判断したから、別に工事用道路を西ノ谷川支川の右岸側に工事専用道路、完了後は管理用道路としてそのまま残すんだけど、これを計画しますと。だから、その地権者の方に協力をお願いしますというて来られたんですよ、県の担当課の方が。そりゃ、一緒なんですよ。違うのは、今の高岸1号橋から下については通行可能ですよ、県は言っているんですよ。だから、その拡幅については考えていませんと。それをあなたら、それを受けて、課長に要望したんかもしれんけども、とてもじゃない、県の基本的な方針ですから、利用できるかできないか。利用できる場合にはそれを使うと。実際に3メートル幅があるわ

けですから、それと急な曲がりもないわけですよ。今の高岸1号橋から上のところはカーブが急であったりして、10トン車両は通行困難なんですよ。だから、高岸1号橋から上は別に道を造りますと言っているんです。そこの下は通行できますと言っているんです。だから、県はやるつもりはありませんと。この基本方針というのは一貫して筋が通っているんです、県の主張はね。それをあなたらが言うんだから、こっちは別に県が直そうが、町が拡幅しようがそれは構わんわけですから、やってもらったら。早うやらなかったら、ぐずぐずぐずぐずしてたら、今言ったように、来年の4月以降、来年度以降、いろんな土地の買収だとか入っていますよ。町だ、県だとやっていたらね、そりゃ遅れてしまって、今言ったように、地権者だって難しい人がいるんだから。これは要望しとるという話ですから、その結果を待ちますけども。その次の今の町道の架かる橋か、里道橋の橋か、これは考えるときに、2年前の災害、実際に災害を起こしているわけだから、大きな被害を出しているんだから、そこを先にやるべきじゃないですか。仮にですよ、今年でもこれから台風なんかで同じぐらい雨量が来たら、また同じようにやられますよ、そこの里道橋は。ちょっと優先順位が違うんじゃないですか。まあ、砂防ダムができるから、できた後は確かにですよ、大きな木材だとか、石がどんどんどんどん下流まで流れてくるようなことはなくなるかもしれないけども、水、水量、これはもう県の技術基準にもあるように明確に計算してやる話のものですから、今言ったように、高岸1号橋と上の里道橋というのは、この断面積、同じくらいですよ。ということは、高岸1号橋1メートル上げるんだったら、そこの上の里道橋も1メートル上げるということになるじゃないですか。県から見たら、町道用の橋だろうが、里道用の橋だろうが、橋に変わりはないんです、防災の観点からしたら。そこを本当に考えているんかという話、ここ、何も出てない、1年経っても。いつこれ、じゃあ、里道については、やるかやらんか結論を出すんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今御指摘の里道橋については、8月20日の建設産業委員会でもほかに計画はないのかという質問の後に、里道橋の検討を今しておりますと。ただ、県との協議が整ってないので記載はできてないんですという答弁をさせていただいたところでございます。めどといたしましては、先ほども御説明したように、工事説明会を考えておりますので、できればそれに間に合うように、今県と調整をしておるところでございます。もう一つ、詰まった里道橋の話なんですけれども、実際、まだその詰まった里道橋

のうち残っているものがございます。それはまあ実際、利用が今現在もある部分でございますし、宅地の出入りのところについてもまだ利用がございますので、そういった利用される方々との調整を行った上でのやはり架替えというのを検討していかなければなりませんので、今の段階ですぐに、これこれこう、いついつこうするというのがなかなか言えない状況であるということを御理解いただけたらと思います。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ということは、去年の9月定例会で5,610万取ったこの地区のインフラ強化の計画というのは、まだ途中経過で、これからやるということなわけですね。途中経過だということなんですね。今の里道について、まだ検討がされてないわけだから、県と協議しているわけだから。それでやる、間違いなくやるんですね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、先ほど言った業務委託については、今現在、最終的な詳細設計をしておりますので業務の方は実施をさせていただいております。もう1点、里道橋のかさ上げという部分ですけれども、やるかやらないかと言われますと、その機能回復はしていきたいと考えておりますけれども、元あった場所といいますか、同じ位置に架替えをするかというのは、今の時点ではちょっとはっきりとお答えができません。なぜなら、集約ということも当然検討していきたいと考えておるところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）集約いうて、単にルートを変えるようなことを匂わしているけども、今言ったように、上の里道橋は市街化区域と調整区域の区域を示している里道なんですよ。それ変えたら、今度は調整区域と市街化区域のエリアはどうすんだと、何をもって区域にするんだという問題が出てきますよ。簡単におたくら地元の地権者と協議してから変えりゃいいみたいに思っとるけどね。ちょっとね、里道に対する偏見を持っているんじゃないかというぐらい軽視している。確かにね、実際に使う上では、町道は、生活道として町民が使っているけども、里道というのは別名農道とも言われるように、農業用の道路ですから、使い勝手としてはワンランク下かもしれないけども、こと災害ということについては、町道も里道も同じことなんですから。詰まって災害を引き起こす、被害を与える度合いということについてはね。今の答弁だって、優先的に町道に架かる橋はやるけども、里道についてはこれから考えるけども、どうするか分からんみたいな答弁をするけどね、それじゃ困るんですよ。

それと、床固工、この示されている20日の図で、真ん中ほどにありますけども、右岸をかさ上げすると言っている。ちょうど床固工のところだから、川の、そこが低いからかさ上げするんだと思うんですよ。ここは床固工の床のところと町道の幅が、高さが80センチしかないんですよ。だから、オーバーフローするときには真っ先にここがオーバーフローするだろうと言っているわけ。さっきも言ったように、今2.1メートルだから、1.1引いたら1メートルぐらいの水位になると想定しとるわけでしょう。高岸1号橋の水位からしたら。だったら、1メートルの水位だったら80センチだから、完全にオーバーフローするじゃないですか。だから、ここ上げるのはいいですよ。上げるのはいいけども、その対岸の農地はどうなるんだということです。道路側だけです、高くして、水はあふれんようになるかもしれんけど、全部それが農地に流れ込むじゃないですか。ここ、何の計画も示されてないけども、そりゃ、県の仕事だというてしまえば県の仕事だけども、やるについては、やっぱり県と町が協議してどういうふうにやるかということを考えなきゃいけないんじゃないですか。これ、かさ上げばかりが手法じゃないでしょう、この床固工は別のところへ移すとか、もっと平坦化するという手法だってあるわけだから。そういう協議をやっているんですか。調子よく町道の側だけかさ上げするという計画になっているけど、どうなんですか。私がここの向かい側の民地の所有者だったら、工事差止めしますよ。それをやられたら自分とこ全部あふれてくるじゃないかと。どう考えるんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今回のインフラ強靱化は、道路管理者として、避難路として道路を安全に使っていただくというのが目的でございますので、おっしゃられた箇所については、おっしゃられるように県が本来すべき箇所になってこようかと思えます。町といたしましては、現在の西ノ谷川、西ノ谷川支川的能力というのを検討しておりますので、その結果を基に、広島県に、そういった能力が不足している区間の改修というのを要望してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）3点目、串掛林道の仮設道路について、過去地元からの要望により町が関係地権者と協議を行った結果で、経緯があります。経緯があったかもしれんけども、30年ぐらい前に、地元はそういつて要望しているんだから、引き続き使わせてくれと、その取扱いについて。そのときに地元の大半の地権者は寄附するだったんですよ。それを

1人誰か反対か何かしたかどうかで、そのままにうやむやになっているけども、だから、これからどうするのかと聞いているわけですよ。当時の地権者、もう相続が発生して、そのときだったら寄附で了解を得られたけども、もう地権者が変わっているから、今更寄附と言ったら寄附しないかもしれませんよ。だって、新しい道がここにできるんだから。ここ、要らんじゃないかと、返せという話になりかねんじゃないですか。だから、どうするんかというて聞いているんです。どうするんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町長答弁にもございますように、この道路の利便性ができる限り損なわれない形となるよう、現在協議をしております。ただ、今交渉の真っ最中なので、その内容については、申し訳ございませんが、この場ではお答えできません。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）言われたように、これ、里道ですから、地元からしたら、使っている人からしたら権利を主張しますよ。これは廃止すると言っておったら。その道そのもの。だから、里道部分は少なくとも残すように主張される地権者の方が近隣におられたら、これ残すしかない。その残りの部分をどうするのか、今協議しとるいうから、もうちょっと見守ります。

次に、2点目の避難メール。避難情報を発信して、緊急速報メールの発信を失念しておりました、ちょっとどういうこと。マニュアルがあるんでしょう、マニュアルが。マニュアルどおりにやらなかったということですか。しかも、先ほどの町長の行政報告では、6、7と11日と14日と、3回にわたってレベル3出したと言っているじゃないですか。全部忘れとったんですか。そんなんあり得ないでしょう。どういうことなんですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）当日、今年度初めての警報が出ており、想定、準備はしておりましたが、コロナ対策の避難所設営に係る準備など、慣れない作業に慌ただしくしており、緊急メール速報の発信を漏らしたところでございます。本町におきましても、レベル4で発信をするというふうなマニュアルがございましたが、この辺りを失念していたというところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）レベル4で発信する、緊急発信メールを、それは違うでしょう。安芸区なんかレベル3とか熊野町なんか皆レベル3で出しているじゃないですか。だから、海田

町のある町民の人は、海田町はレベル3は出なかったんじゃないいうて、ほかの近隣の市町は出しているのに海田町は出していないから、誤解を受けていますよ。おかしいんじゃないですか。レベル4で出して、レベル3では出さんと、そういうマニュアルになっているんですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）こちらの緊急速報メール、ドコモだけはエリアメールというような呼び名で登録商標とされておりますけども、こちらの方なんですが、自治体によってレベルの状況で発信する過程の基礎の運用が変わっております。今御指摘ありましたように、近隣であれば、坂、熊野はレベル3で出しているというふうに認識しております。ただ、広島市安芸区において、府中において、レベル4で海田町と同じような形でこの運用をしているというところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）それと、防災LINE登録、これ、7月号の広報の裏で、これやってください言うてから、QRコード付きでPRしたじゃないですか。うちの女房も、それを見て登録したんですよ。それで女房のそこへ届いているのは、6日の14時10分か、1回だけ、レベル3が届いただけですよ。おかしいじゃないですか。広報で出しとってですよ、ちゃんと出さんというのは。どうなっているんですか、一体。それも失念しとったんですか。広報で、7月号でPRしたばかりじゃないですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）議員御指摘のとおり、6日の14時10分、暫定地域において、レベル3避難準備・高齢者等避難の避難開始をLINE等で発信した後に、これ以降、LINEでの発信ができませんでした。原因を調査したところ、ラインの無料で配信できる通知には、月に1,000通というところで確認できました。これが1,000件の通知ができるというような形で認識しておりまして、実は誤認というふうな形になりました。発信をしたはずの通知が発信できないことがこれで分かったわけなんですけど、具体的にはお友達登録者数が1,000人いれば月に1回しか配信できないというようなことになり、2通目以降が通知量オーバーとなったため配信できないというようなことになりました。これを踏まえまして、自治体で登録する1カウント通知制限なしが無料になっておるというようなことも分かりましたので、改めまして、この部分のLINEアプリの普及状況を勘案して、発信の内容、防災情報限定せずに今現在見直しをかけているところでございま

す。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）話がええかげん過ぎるんじゃないですか。7月号の広報でQRコードまで載せて、これから登録してくださいというから登録したら、月に1回しか使えませんと。●●じゃないんか。何を考えているんですか。そんなことも分からないでQRコードで防災LINEアプリで登録してくださいとかいって、やるんですか。ちょっとレベルが低過ぎるんじゃないです。町長、副町長、どう考えるんですか。職員教育ができていますか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この件に関しましては、防災の担当部長として大変申し訳なく思っております。よくよく契約内容を確認しなかったことによる内容の誤認ということになります。今後はこういったことのないように、町民の皆様に確実に避難情報等伝わるように改善をさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）時間がないから次、最後の地域経済応援クーポンのことですけれども、これね、誰を対象に応援するつもりだったんですか、一体。広く町内の店を応援するつもりだったって、最初から分かっていたことじゃないですか。だから、総務文教委員会とかここでも言ったけど、これはスーパーマーケットの応援キャンペーンじゃないかいって言ったわけですよ。スーパーマーケットが八十何パーセント、82.2パーセント、2番目がドラッグストア、医療品販売6パーセント、飲食店、食品販売店に至っては4.3パーセント。随分、飲食関係が登録店あったと思うけども、スーパーマーケット7店で82.2パーセント、飲食、食品販売何店登録がありましたか。飲食、食品関係。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）飲食店、食料販売店の方は登録は35店でございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）35店あったんでしょう。スーパーマーケットの5倍ですよ。何分の1ですか。だから、誰をターゲットに応援するつもりだったんかということです。最初から問題にしているでしょう。これやったらスーパーマーケットの応援キャンペーンになるよと。全然考えてないじゃないですか。2回目も、今、総務文教で説明があったけども、今度は100円を10枚、今度は町民1人当たり1,000円。だから、4人所帯であれば100円

券を40枚、その1枚当たり100円で使えるのは500円以上の買物ですと。こういうのを考えているわけですよ。多分、それで予算計上するんだらうけども。それをやっても一緒ですよ、スーパーマーケット中心になるのは。今度は500円にしたからね、今度は飲食店が増えるだろう、そんなもんじゃないですよ。前のときは総務文教でも500円券だから500円で使えるようにしたらどうかと言ったのは、例えばお好み焼き屋600円であって500円券が使えるのであれば、あと100円出せば使えるから、飲食店もメリットあるでしょうと。今度100円だから、600円のお好み、100円券使って、残り500円を出さなきゃいけない。こんな効率の悪いことを町民がやりますか。今言った4人所帯だったら40枚2か月半で処理しようと思ったら、やっぱりスーパーマーケットに行って、買物に使いますよ、利用しますよ。見えているじゃないですか。まあ82.2パーセントまではいかないかもしれんけど、50パーセント超えるのは確実ですよ。一体誰を応援しようとしているのか、そこのターゲットが全く不明確。どう考えるんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）応援クーポンの第1弾といたしましては、町内の消費喚起と併せて、町民の皆様の生活支援という目的でクーポンの方を発行させていただきました。第2弾といたしましては、消費喚起、生活支援と併せて感染予防対策の促進を図るという、三つの目的を持ちまして、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）とかなんとか言うけども、これって、そもそもですよ、全所帯だとか全町民を対象にするという考え方でやる、その是非について検討すべきですよ。今、広島県だとか広島市なんかいろんな消費喚起策、キャンペーンを打っていますけど、広島市の場合だったら、広島市は特にホテルだとか旅館だとか宿泊業が苦戦に陥っているいうから、1万円以上であれば5,000円の割引券、コンビニで買ってくださいと、やっていますよ。明確に、もう宿泊業にターゲットを絞ってやっているんです。今、広島好きじゃ券クラウドファンディングですよ、1口5,000円出せば県が1,250円、25パーセントのプレミアムを付けて6,250円分の使用ができるクーポンを受け付けてる。もう昨日、8月31日で締め切ったから終わりですけども、やっていますよ。これも、だから、応援したい飲食店を具体的に指名してくださいと、何店も何店も指名できないから、そこに1店に限ってやってくださいと、条件付けていますよ。ターゲットを明確にしているじゃないですか。お店、飲食店。海田町はそれが明確じゃないから、早く言ったら、町民に

対してお金をばらまいたと一緒にですよ。第1回目は1所帯5,000円、2回目は今度は町民1人当たり1,000円、お札をばらまいたのと一緒にじゃないですか。何でも言ったら、今の、ほとんどがスーパーマーケットで使えるんだから。スーパーマーケットなんていったら、コロナが起きたって全然業績不振に陥ってないじゃないですか。逆に、ずっと自粛自粛ということで家におるから、スーパーに行って買物するから業績好調じゃないですか、スーパーマーケット。そんなの応援してどうするんですか。全然ピントがずれているでしょう。まあ、やるというんだからやったらいいけど、同じような結果になるのはもう見えてますよ。こんな町民の御機嫌取りか、町長の政治的パフォーマンスじゃないですか、これ。コロナ対策に名を借りた。そういう趣旨としか考えられない。非常に不明確。今まではプレミアム商品券といって、2割だ、何割だ、プレミアムを付けて、商工会の参加店なんかが売っていたじゃないですか。今回はそういうプレミアムとは違うでしょう。値引き券ですからね。ちょっとどういう考えなのか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）何を目的にということですが、地域経済応援クーポンは、これは地域経済の活性化、消費喚起等地域住民の生活支援と、この二つを目的として実施しております。利用店舗の偏りといった課題、そういったものが見受けられますが、町民の生活支援と町内における消費の喚起、こういった目的というのは一定程度達成できたというふうに考えております。ばらまきじゃないかという御指摘もございましたが、10万円の定額給付金の事業と同様に、簡素な仕組みで迅速に家計への支援を行ったものというふうに考えております。

○7番（下岡）終わります。

○議長（桑原）10番、久留島議員。

○10番（久留島）10番、久留島です。1点ほど質問させていただきます。

楠木谷川砂防事業の周辺整備について。平成30年の西日本豪雨災害を受けて、現在、楠木谷川砂防事業を修復中であるが、隣接している春日神社も同様に災害被害を受け、修復中である。町内氏子の皆さんは、一日も早く砂防復旧事業が完成し、従来の文化と伝統を守る祭事を楽しみに待っているということでもある。この周辺の工事については、県と所有者がお互いに協力し合っているが、今後、工事用の仮設道路は、地元住民の要望どおり、一部箇所を残して、周辺道路を考慮する必要がある。以下について質問いたします。1番、仮設道路を一部残した場合、側溝等周辺道路が必要となるが、町

が窓口になって考慮していただけるか。2番、えん堤までの進入路は仮設道路を通過して車両が入っているが、復旧工事が完了したとき、参道に隣接する側道をえん堤への管理用道路として拡幅できないか。以上、お尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）久留島議員の質問に答弁いたします。

楠木谷川砂防事業の周辺整備についての質問でございますが、1点目について、砂防えん堤の管理者となる県は、地元住民の要望を受けて、工事用仮設道路の一部を工事完了後、管理用道路として利用可能か、関係者と協議を始められていると伺っております。町といたしましては、今後、このようなことについて相談等があれば町の関わり方について検討をしてみたいと思います。2点目については、現時点で県が町道67号線を拡幅する計画はないと伺っております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）今、答弁をいただきましたが、地元住民の方と話し合っ、県の方へ度々お願いして、今までこういうふうな結果が進んでおるところでございますが、たまに町の方にもお伺いしてから相談には乗っていただいたことがあるんですが、地域の方がいつも県の方へ行って打合せをしても、なかなか話が進まないんですね。だから、一応、町の方が窓口になっていただいて相談に乗っていただくと助かるんですが、それはどのようにお考えですかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今回の工事用の道路を工事完了後も管理用道路として利用可能かどうかというのは、地元の方が県に対して御要望されておると伺っております。原則的には要望者と事業者である当事者同士が打合せをされるのが原則かと思っております。町長答弁にもございますように、具体的な計画がある程度できた段階で、町の方に御相談をいただければ、町として関われるのか、それとも、それはあくまでも当事者同士のお話をすべき案件なのか、そういった部分について検討してみたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それ、よく分かるんですが、この仮設用道路を、今、えん堤を造るのに大型のトラックが常時動いておるんですが、7月の10日頃、やはり、ちょっとした雨が降りました。そのときにも道路を通して上から鉄砲水が落ちてきて、下の家に入り込んだんですね、土砂が。それで、町の方から来られて、今、土のうが積んであります。

たんびにこういうことがあつては、また、地域の方も右往左往してから困っておられるんですね。だから、早くこれが解決するように、今のえん堤工事が終わると同時に、一部道路を残して、そして、それを使用させていただくということになるんですが、長い距離ですから、麓の方は評価も高いし、残して寄附するということはちょっと不可能なので、中腹から上の方に対しては、一応今から寄附願いをお願いして回ろうとは思いますが、その際に一応県の方は残して、これから管理用道路として使わせていただけるのなら、道路の修復の方に協力してもいいという返事はいただいております。ただ、これを修復しても、神社の境内の真ん中を通して、砂防えん堤までを永久に使われたら困ると地元の人が言われるわけですよ。もう境内がなくなりますからね。それ公衆用道路として使われたら、もうお宮の祭事もできないし、それで、一応、たちまちは道路がどうしても県の方も残しておきたいと言われるので、それは数年間ぐらいは大丈夫じゃろうとは思いますが、その際に道路を残したときに、道路のその周辺、そこに当然、側溝とか防護柵、また街路灯ですね、それを付けるように県の方に要望していただけるかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今の御質問の内容ですと、それはやはり要望者が広島県に対して、今おっしゃられた設備等も含めた整備をお願いされる案件と考えます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）もしそれが県の方が不可能だと言われたら、海田町でそれをやっていただけることができますか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）工事用道路をその後の砂防えん堤の管理用道路として残すという事業目的は、えん堤の管理者である広島県が達成すべき案件ですので、町としてそういった道路を整備するということは、今の時点ではできないと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それは言われるとおりだと思うんですが、ただ、地域の方が一応避難用道路としてもこれから使えるんじゃないかと思うんですよ。その場合に、夜、災害が起きて逃げ惑うときに、当然、電気がなかったらひっくり返って転びますわね。そういうような事故が起きてもいいと思われるんですかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今、言われております管理用道路として残すところには、すぐ横に町道として管理しておるところがございますので、もしそちらが暗いという御要望があれば、そちらについては防犯灯の追加設置であるとか、そういったことで避難路の確保ということは、確保していきたいんですけれども、今言われているのはあくまでも砂防えん堤の管理用道路としてということですので、そこは広島県さんの方と要望者の方がお話し合いをされる案件と考えます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）分かりました。そしたら次に、お宮の参道があるんですけど、今、仮設道路として使っていますが、その道路の横に、役場寄りの方ですね、2メートル余りの里道か農道があるんですが、この道路は、やはり先々ではえん堤の管理用道路として使われるんじゃないかと思うんですが、現在、地権者がちょっと不明な点があるからすぐいうわけにはいかないんですが、これを4メートルぐらいに拡幅して、町道ぐらいにされることができませんかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）確認なんですけども、参道の役場寄りにある理容室のところから入っていくところの道路でよろしいですかね。そちらは町道67号線として町道認定された路線でございます。今回の災害復旧に併せて、地権者さんに今御協力をお願いしておるんですけれども、御協力がいただけるところについては、4メートルに拡幅して復旧できればと思っておりますので、そのように取り組んでおるところでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それはひとつよろしく申し上げます。話が戻るんですが、最初の、たちまち一部残して、管理用道路とするというところも、これからまだ話し合いが県と続くと思うんですが、一応、地域の方が尋ねられたら、積極的に応援していただけますかどうか、お願いします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）地域の方に御相談にお越しいただいた分については、お話の方をしっかりお伺いして、町としてお答えできることについてはお答えをさせていただこうと思います。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）お伺いしたときは、当然、税金を払った町民が来られるんですから、

相談に乗ってもらえると思うんですが、積極的におたくの方からどうなったか、時より、声を掛けて聞いていただきたいんですが、いかがですかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）その点について、ちょっと計画の内容によって町が積極的に関われる案件か、それとも当事者間でのあくまでもお話しすべき案件かございますので、それについては、お話を聞いた上で、町としての関わりというのは検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）じゃ、終わります。

○議長（桑原）執行部入替えのため、暫時休憩をします。再開は16時。

~~~~~○~~~~~

午後3時45分 休憩

午後4時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。3番、富永委員。

○3番（富永）3番、富永です。大きく2点についてお伺いいたします。

移動支援事業について。障害者自立支援法の施行に伴い、障がいのある方の移動支援は地域生活支援事業の必須事業として位置付けられました。この事業は、障がいにより単独での移動が困難である方の日常生活における外出機会を確保する重要な事業であり、厚生労働省は、各自治体の判断により、地域の特性や利用者の実態に応じた柔軟な対応で実施することとしています。現在、海田町では、移動支援事業申請者に対し、どのような基準を設けて支給決定されているのでしょうか。利用者がより申請しやすく分かりやすい、移動支援事業ガイドラインを策定してはいかがでしょうか。平成21年2月に制定された海田町地域支援事業実施要綱では、1か月の上限時間数が60時間と設定されていますが、この根拠はどういった理由なのでしょうか。平成21年から現在にかけて、社会情勢は大きく変わり、障がい者を抱える家庭事情も大きく変化しています。広島市の月上限に合わせて、海田町も80時間に拡充してはいかがでしょうか。

大きく2点目、避難訓練コンサートについて。避難訓練コンサートは、公演中に大地震が発生したと想定して、観客にも参加してもらう避難訓練を伴うコンサートで、2011

年の東日本大震災を機に、全国各地の文化施設で広がっています。公共の場で災害に遭遇した際の心構えや行動について、みんなで考える機会として、また、織田幹雄スクエアで開催することで、新しい公民館を町外へアピールすることもできるので、コロナ禍が収まったら海田町でも開催してはいかがでしょうか。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）富永議員の質問に答弁いたします。

移動支援事業についての質問でございますが、1点目については、利用希望者からの申請があった場合には、海田町地域生活支援事業実施要綱の規定に基づいて、申請内容を審査し、支給決定を行っております。2点目については、町ホームページの掲載により、制度の利用について周知しているところでございます。今後も制度の利用を希望される方にとりまして、より分かりやすい内容を実施するため、他市町の状況を参考にしながら、議員御提案のガイドラインの作成も含め、周知方法について研究してまいります。3点目については、1日2時間程度の利用を見込み、1か月の支給量の上限を60時間としております。4点目については、上限を超える場合には、重度訪問介護などの他のサービスを併用し、60時間に収まるようお願いしているところでございます。しかしながら、必要とされている支援はそれぞれ異なりますので、特別な事情がある方については個別に対応をしてまいります。

次に、避難訓練コンサートの開催についての質問でございますが、大地震を想定した避難訓練は大変有意義なものであるため、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、開催を検討してまいります。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）再質問に移ります。まず、この移動支援事業についてですが、私、これ平成30年6月にも一般質問でちらっと言わせていただいて、そのときにもやはり60時間を規定として、それ以上必要な方には特別な事情に対して拡充するというふうな答弁をいただいて、利用者さんの方にもそういうお話をし、それから2年、その方も申請をいろいろ考えて出されても、なかなかその申請が通らないということで、もう一度質問させていただいております。お隣の広島市が80時間で、どうして海田が60時間で、60時間以内に収めなければいけないというふうにされているのかが分からないんですけれども、例えば、その方が広島市に住んでいれば、その80時間取れるということですよ、同じ内容で。それを海田町では80時間が認められない、60時間で別のサービスを

利用してくれというふうに言われたとおっしゃっていましたが、その60時間と80時間の差というのが、やはり、サービスの格差ということにつながっていると思うんですね。障がい者の方はそれだけでなく不自由なところがたくさんあって、社会がそれを、自由を守ってあげる、支援してあげることが社会の障がいをなくすことなんですけれども、自治体がそれを阻むこと自体が社会的障壁になると思うんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）事業対象になります外出における利用であれば、月に60時間を超えることはない想定しておりまして、また、利用者の多くの方につきましては、60時間まで利用されていない実績がございますので、全員の上限時間を増やす方向では考えておりません。時間の不足につきましては、相談はあったんですけれども、申請はございませんでしたので、個別の対応としてというところでの検討はこれまではいたしておりません。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）それは少し何かおかしい答弁だと思うんですけれども、申請がないというか、本来であればケアマネージャーさんとその利用者さんが話し合って、もしそれが不適切であるとすれば、ケアマネージャーさんの方からアドバイスがあって、プランを作成するはずだと思うんですね。それを、その方は町に本人が直接申請しなければならない、手紙を書かなければいけないということで一生懸命手紙を書かれておりました。ケアマネージャーさんは、今の利用状況を見て、町が認めてくれるのであれば、そのままのプランで行きましょうというふうにおっしゃっておりました。また、そのサービスを利用されているそのサービス先のヘルパーさんの方も、やはりすごくいい使い方をされているので、移動支援自体がなかなかこう、なんて言うんでしょう、設定料金がなかなかこう安くて、引き受ける業者さんも少ないということなんですけれども、そのヘルパーさんの方が快くやってあげますよ、とにかく町が認めてくださればやってあげますよということでしたけれども、職員さんの方が、その方のお手紙を見て、これでは60時間以内に収めてくださいというふうに断られたというふうに聞いております。その辺は、このやり取りの方はいかがなんでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）個別に対応するためには、時間増加が必要なことを判断しなけれ

ばいけませんので、ほかのサービスの併用ができない理由ですとか、利用見込みなどを具体的に申し立てていただく必要があると考えております。障がいの状況ですとか世帯構成ですとか、対象者を取り巻く環境はそれぞれおありだと思いますので、状況を踏まえて総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）社会福祉課長、もう少しマイクを口元へ置いて答弁してください。はい、富永議員。

○3番（富永）この60時間と設定した根拠について、1日2時間程度見込み、1か月の上限を60時間というふうにしたとありますけれども、例えば、埼玉県の所沢市さんとか、もともと100時間を設定されているところもあります。若しくは熊野町さんは50時間だったり、坂町さんは同じ60時間ですけれども、その中でもやっぱり利用を超える方は柔軟に対応されて、その時間以上でも取られる方もあります。この方1人のためにその60時間でなければならないという理由はそこにはないと思うんですね。私がちょっと感じたのは、まず、その移動支援事業というのは外出のことですよね。2時間程度の外出と言われてももっと外出したいかもしれないし、例えば、その家庭は母子家庭でお母様は月曜日から土曜日まで働いていらっしゃるって、日曜日は使っていないけれども、その話もしたら、何で毎日使わなければいけないんですかというふうに、とにかく60時間に収めようというふうに職員さんがされているという印象があったようなんですね。でも、やっぱり、それだけ働いて、例えば日曜日に家のことをしなければならなかったときに、子どもさんを家の中で待たせて、それだけでもその息子さんの外出する自由というのを奪っていると思うんですね。その辺はいかがお考えでしょうか。それでもそれは外出したいということが特別な理由ではないのでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）議員御指摘のように、障がいの方、障がいをお持ちの御家庭にとって、そのサービスが適正になるように、窓口の方で申請を受けることが必要かということは感じております。そのため、先ほど課長の方も答弁いたしましたが、実態としては、海田町の実績としては60時間以内で収まっていることから60時間には設定いたしますが、そういう御家庭の実情に応じて、また実際に60時間をぎりぎりまで利用されている方がいらっしゃるから、申立てにより、実情に応じて、80時間を限度に支給することについては検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）その申立書を何度も書いても断られたとおっしゃっているんですね。その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）その申立てに来られた御家族の方の意向をしっかりと今後はお伺いして、その実情に応じて、申立てによって認定できるかどうか、しっかりと審査をして対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）しっかりと対応していただきたいんですけれども、そもそもその60時間という設定自体が何か職員さんの判断も強制されているというか、何でしょう、60時間に収めなければならないというふうに職員さんと思われる、いろんな別のサービスを提供というか、提案されたりされているようなんですけれども、やっぱり、別のサービスというのはその方が本当にやりたいことではないと思うんですね。だったら、初めから広島市と同じ、間口を広げて80時間というふうに設定を変えられた方が、本当に広島市、お隣ですし、動きとしては何か同じような動きもできると思うので、80時間というのがやっぱり妥当じゃないかなと思うんですけれども、その辺を検討されるお考えはないでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）確かに広島市は80時間、地域の実情に応じてというところで、安芸郡内でもまた海田町と同じ60時間であったり、やはり地域によって違うところは確かでございます。ただ、海田町としては、実態としては60時間以内で、実績としては収まっている状況でございますので、その部分を踏まえ、ただ、今議員さん御指摘いただいたように、窓口の方でそのような60時間に収めればよいような窓口対応であったということではございますが、現在、4月から保健師の方も窓口の対応ができるように配置しております。その辺りも御家庭の状況、それから障がいの状況を踏まえまして、その御家庭、それから、その障がいの方にとって良いサービスとなるように、この制度の中で申立て等もいただきながら、生活しやすいサービス支援となるように検討してまいります。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）まず、じゃあ、なぜ80時間にできないんですか。そこを教えてください。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）このサービス量の設定に当たりましては、この移動支援に含めまして、それ以外の障がい福祉サービスを総合的に計画の中で位置付けておるところでございます。そのサービスだけでなく総合的に判断した中で、海田町といたしましては、実績に応じて60時間と設定しているものでございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永）その方が利用し始めて60時間マックスですずっと使われて、ずっと2年間足りないという印象でやってきておられます。それが実情だと思います。これまでに申請者が60時間超えなかったから、それが実情だったかもしれないですけども、1人でも60時間以上必要という方がいるのがそれが実情ではないんでしょうか。何人だったら、じゃ、変える方向になるんですか。その辺は考えていらっしゃるんですか。何人以上そういう申請があれば80時間に変えるという規定があるんでしょうか。

○議長（桑原） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）確かに議員御指摘のように、何人だったかというところはございませんが、繰返しの答弁となりますけど、実績により海田町といたしましては60時間の範囲の中ですが、障がいの状況によって、お申出の状況によって対応できるように、80時間を限度の中で申立てによって、状況によって対応できるように、また窓口でも、そのように対応できるように検討してまいります。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永）実績に応じて、でも、広島市と海田は、本当にお隣で、そんなに実情が、生活環境が違うとはそこまで思えないんですね。それで、広島市さんが80時間に設定していて80時間皆さん自由に使えるということで、海田町がその60時間にこだわる理由がやっぱりここ見受けられない。でも、実績がそこに、もう足りないという声があって、また、そのお母さんの後輩さんで、障がい児の方を抱えられているお母様方の声も、やはり60時間では足りないよねという話はもうたくさん出ているそうです。それが今度の第5期海田町障がい福祉計画、第6期、今年策定される予定ですけども、そこにどれだけ若いお母さんたちの声が反映されているのか、やはり、子ども時代は母子手当もあって、放課後デイもあって、サービスが充実していて暮らしやすいですけども、そこを卒業してからの人生というのがすごく長いんですね。その方も60時間足りないとおっしゃっていますし、そういう障がい児を抱えているお母さん方も、将来にやっぱり不安を覚えていらっしゃると思います。そういう意味でも広島市と同じ80時間に設定を変えて、少

しでもそういうお母様方の、家族の心の負担というのを軽くしてあげることは、海田町でもできるんじゃないかと思うんですけれども、その御検討はしていただけないでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）現在、第6期の海田町障がい福祉計画、第2期の海田町障がい児福祉計画に向けてアンケート調査が終わりまして、集計に入ったところでございます。その中で大きくそのようなお声が出てきたり、また実績が大きく変動するようであれば、そこは検討してまいります。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）やはり、自治体が社会の障がいというものを作っては絶対ならないと思うので、本当にお母様方、御家族の、また本人の声をしっかり聞いて、しっかり施策に反映していただきたいと思います。しっかり御検討してください。

2番目の避難訓練コンサートですけれども、開催を検討してまいりますと答弁いただいたんですけれども、何か具体的に考えはちょっとあるんでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）議員御指摘の避難訓練のコンサート、いろいろ調べたところ、いろいろ開催されているところも多く、一つ、例えば織田幹雄スクエアであれば、1階ホールにおいて、400人、500人程度を収容して、例えば、陸上自衛隊の13旅団の音楽隊による音楽コンサートとか、例えば、それで震度5弱の地震が起きたとか、そういうふうなのを想定して行われたらどうかなというような1案を持っています。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）前向きに検討していただいてありがとうございます。織田幹雄スクエアのステージがちょっと狭いので、吹奏楽部がちょっと乗るというのはなかなか、それで客席が500人いっぱいになるというのは難しいかなともちょっと思うんですけれども、その辺もいろいろ考えていただきたいと思います。いろんな事例を見ていくと、アンケートを避難訓練に来られた方にとっていらっしゃっていて、そのアンケートで、また防災意識がどんどんこう高まっていくという事例もありますので、是非アンケートも取っていただいて、町民の方と一緒に防災について、執行部が考えるいい機会になると思います。あと、ロビーで防災グッズを展示したり、いろんな防災、子どもたちの防災用語展示とか、いろんなことも同時にされている会場とかもありますので、是非そういった

ことも一緒に検討させていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（桑原）本日の議事日程は終了する見込みはございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることと決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。本日はどうも御苦勞様でした。

午後4時22分 延会